

報告書（公開版）

令和4年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 インド太平洋地域における国際秩序の形成・維持に 資する新たな枠組みの設立に向けた調査・分析

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
CXコンサルティング部
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2

2023年3月24日



本調査の背景と目的

■ 調査の背景

- CPTPP、日EU・EPA、日英EPA、RCEPが近年、相次いで発効し、日本の貿易額に占めるEPAカバー率が80%を超える水準にまで達し、こうした動きに伴って、特にアジア太平洋地域において関税削減によるサプライチェーンの深化とルール面での経済秩序形成が進んできたところ。コロナ禍やウクライナ情勢等もあって、グローバル経済・日本の立ち位置が大幅に変化する中で、これまでの経済連携推進の前提としてきた産業構造や日本経済を取り巻く状況は大幅に変化したことから、日本経済のグローバル化、日本企業の海外展開ニーズについて改めて検証を行うことが必要。
- 諸外国の状況を見ると、先進国では、「貿易協定疲れ」が見られる一方で、韓国や中国を含む新興国・途上国は、引き続きEPA等を通じた「経済圏拡大」を積極的に推進。また、シンガポールなどは、分野別協定を積極的に推進。日本企業の国際競争力の維持・強化のためには、既往のEPAの形に限定せず、デジタルや環境関連の分野別協定や原産地証明の電子化等も含め、成長著しい新興国・途上国に劣後しないビジネス環境の整備が不可欠。

■ 調査の目的

- こうした問題意識に基づき、本調査では、アジア太平洋地域における自由で公正な経済秩序の構築を一層進める余地を出るだけ客観的に整理することを目的として、この地域における貿易投資構造を分析（２）し、この地域におけるルール構築の現状を客観的に比較分析（３）し、デジタル・環境・貿易円滑化等に関する政策面・ビジネス面の先進事例の整理（４）を行う。

エグゼクティブ・サマリ（1/2）

- 前頁の背景と目的をふまえ、本事業では、調査対象国の選定（１）の後、各国について、アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析（２）、アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析（３）、デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・ビジネス面の先進事例の整理（４）を実施した。

タスク（１）調査対象国の選定

- 調査対象国は、APEC参加エコノミーを基本として計18カ国を選定した。
 - 具体的には、米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インド、カナダ、フィジー、ASEAN諸国（10カ国）の計18カ国とした。
 - 上記対象国について、各タスクごとに、統計データや情報が入手可能な範囲で国別の調査・分析を実施した。

タスク（２）アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析

- 調査対象国における貿易投資構造やサプライチェーンにおける過去の途絶・将来の途絶の可能性を分析した。
 - 品目別の分析については、日本で重要物資と定めている半導体や重要鉱物などの11品目に加え、その他調査対象国において重要物資とされている農薬、PC部品、太陽光モジュールを中心として分析することとした。
 - 分析結果は下記の通りとなった。
 - ・ 豪州の半導体、韓国の蓄電池などで中国からの輸入の依存度が高くなっている。
 - ・ 調査対象国からの投資割合が大きいのは、ミャンマー、インドネシア、豪州などの国である。
 - ・ 調査対象国からのインフラ投資割合が大きいのは、「建設業におけるサービス輸出額」を根拠とすると、ブルネイ、ベトナム、タイなど、「ODA拠出額」を根拠とするとフィジー、フィリピン、マレーシアなどの国である。
 - ・ 近年のサプライチェーン途絶事例としては、新型コロナウイルス感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻をきっかけとするものが多い。
 - ・ 国内自給率の分析から、各国において、半導体の海外依存、クラウドの米中依存などが大きいことが分かった。

エグゼクティブ・サマリ（2/2）

タスク（3）アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

- 調査対象国について、「デジタル」、「環境」、「労働」、「包摂性」等の分野について、CPTPPやUSMCAといった高水準のFTA/EPAと類似する水準の通商協定や、関連する多国間条約への参加があるか否かを調査、分析した。
 - デジタルについて、CPTPP/USMCA参加国以外では、インドネシアが豪州とのEPAにおいて高水準のコミットをしているものの、その他はRCEPの水準にとどまり、そもそも国際的なコミットメントをしていない国（インド、フィジー）がある。
 - 環境と労働について、CPTPP/USMCA参加国以外では、複数国がEFTAとの協定においてコミットメントをしていることが明らかになった一方、国際的なコミットメントをしていない国（タイ、インド、フィジー）がある。ただし、これらの関連する国際条約については多くの対象国が参加している
 - 包摂性については、ジェンダー・先住民に関する条約への参加を調査し、多くの国が一定の協定に参加していることを確認した。

タスク（4）デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・ビジネス面の先進事例の整理

- 調査対象国において「デジタル」、「環境」、「貿易円滑化」、「労働」の観点で、下記の先進的な取り組みや課題（計9事例）について調査し、概要を整理した。
 - デジタル：サイバーセキュリティフレームワーク、アップスキリングイニシアティブ、デジタル包摂性インデックス
 - 環境：カーボンマーケット、グリーンシッピング、SAF、太陽光発電に関する研究開発
 - 労働：現代奴隷
 - 貿易円滑化：緊急石油備蓄

各タスクの実施内容

タスク		実施内容
(1) 調査対象国の選定		APEC参加エコノミーを基本として調査対象国を選定
(2) アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析	貿易投資構造の分析	- 輸出入における主要国を把握する。 - サプライチェーンの確保において特に巻き込むべき国を特定する（半導体における台湾、韓国等）
	インフラ投資額や政府系ファイナンス額の分析・比較	- 各国のインフラ投資の流入/流出状況を把握する。 - 特に重要な投資の受け入れ国、送り出し国を特定する。 - 政府系ファイナンスのプレゼンスの高さや各国ごとの違いを把握する。
	サプライチェーンにおける過去の途絶、将来の途絶の可能性に関する分析	- 重要物資の過去の途絶における影響と各国企業・政府の対応を把握する。 - 重要物資の海外依存状況や調達先の分散状況から将来の途絶の可能性を推定する。
(3) アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析	既存のEPAや分野別協定等におけるチャプター比較分析	対象国が加盟するFTA/EPAのデジタル、環境、労働章についてその規律内容を比較する。
	環境・労働等のマルチの国際条約への参加状況の比較	- 対象国の環境・労働等の国際条約への参加状況を比較する。 - 国際条約は、FTA/EPAの環境・労働章で引用があるものを選定する。
	包摂性に関する協定（APEC枠組み等）の参画状況の比較検討	調査対象国について、包摂性に関する協定への参加状況を比較する。
(4) デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・ビジネス面の先進事例の整理	対象事例の選定	デジタル・環境・労働・貿易円滑化等の観点で、日本が参考にすべき先進事例を把握する。
	対象事例の整理	各先進事例について概要を把握する（経緯、体制、実施内容、効果など）。

本日のアジェンダ

タスク（１） 調査対象国の選定

タスク（２） アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析

タスク（３） アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

タスク（４） デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・
ビジネス面の先進事例の整理

本日のアジェンダ

タスク（１） 調査対象国の選定

タスク（２） アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析

タスク（３） アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

タスク（４） デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・
ビジネス面の先進事例の整理

タスク（１）調査対象国の選定

調査対象国としては、APEC参加エコノミーを基本として計18カ国とを選定した。

本調査における調査対象国一覧

地域	国
北米	米国
	カナダ
東アジア	日本
	韓国
南アジア	インド
東南アジア	カンボジア
	タイ
	フィリピン
	ベトナム
	マレーシア

地域	国
東南アジア	ブルネイ
	インドネシア
	シンガポール
	ミャンマー
	ラオス
オセアニア	豪州
	ニュージーランド
	フィジー

※ タスク（２）のアジア太平洋地域における貿易投資構造の分析では、サプライチェーン上、重要度の高い国として中国、ロシアも分析

本日のアジェンダ

タスク（１） 調査対象国の選定

タスク（２） アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析

タスク（３） アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

タスク（４） デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・
ビジネス面の先進事例の整理

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析

タスク（２）の実施状況

タスク	No.	分析対象	分析結果
調査対象物資選定	1	各国の重要物資調査	日本で重要物資と定めている半導体や重要鉱物などの11品目及び農薬、PC部品、太陽光モジュール
貿易投資構造分析	2	相手別の物品/サービス貿易額 （特にサプライチェーン上重要な品目）	各国・品目別にHHIを算出し、貿易依存度を算出。 品目によっては顕著な一国依存がみられた
	3	各国の貿易構造	米国を除き、APAC各国は総輸出入額の4割以上をAPAC内の国が占める。特にラオス、ブルネイ等は8割程度を占める
インフラ投資額や政府系ファイナンス額の分析・比較	4	各国のインフラ投資額	フィジー、フィリピン等を筆頭に、外国からの投資の100%近くがアジア太平洋地域からの投資で占められる国が存在する
	5	政府系ファイナンス額	日本、韓国、豪州はAPACへの拠出が多い(15~40%)が、米国、カナダ、ニュージーランドは数%以下の水準である
サプライチェーンにおける過去の途絶の分析	6	過去の途絶事例の洗い出し	近年のサプライチェーン途絶事例は、新型コロナ感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻をきっかけとしたものが多い
	7	過去の途絶事例の詳細調査	途絶に対する対応として各国・地域の政府は独自に対応 （フォース・マジュール証明書発行、共同購入プログラム検討など）
サプライチェーンにおける将来の途絶の可能性に関する分析	8	調達先の分散に関する分析	特に半導体・重要鉱物において、中国への依存が顕著
	9	海外依存度に関する分析	各国において、半導体の海外依存、クラウドの米中依存などが大きい

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 1. 各国の重要物資調査

将来の途絶の可能性に関する分析を行うにあたり、分析対象とする物資を選定するため、調査対象国の政府が指定している重要物資について調査した

各国の重要物資（サプライチェーン強化の文脈で言及されていた物資）

物資	日本	米国	韓国	豪州	カナダ	マレーシア
医薬品	○	○				
肥料	○					
農薬			○			
永久磁石	○					
工作機械・産業用ロボット	○					
航空機の部品	○		○			
半導体（及び半導体製造原料）	○	○	○			○
PC部品			○			
蓄電池	○	○				
クラウド	○					
天然ガス	○		○			
太陽光モジュール			○			
重要鉱物	○	○	○	○	○	
船舶部品	○					

「半導体」「重要鉱物」を優先して調査、その他の重要物資はタスクごとに可能な限り※調査

※ タスクごとに参考文献やデータにアクセスしやすい物資に限定して調査する

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 1. 各国の重要物資調査

参考）各国重要物資の根拠とした情報

■ JETROビジネス短信について「重要物資」、「サプライチェーン」というキーワードで全記事調査

国	根拠とした情報	参考URL
日本	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令	https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hoshio/doc/shikourei.pdf
米国	サプライチェーン強化策（バイデン-ハリス計画）における言及	https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/02/24/the-biden-harris-plan-to-revitalize-american-manufacturing-and-secure-critical-supply-chains-in-2022/
韓国	報告書「韓国経済・産業における重要物資の現状および示唆点」の掲載品目リスト	https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/06/416575ca9dd7fb9d.html
豪州	日豪の重要鉱物に関するパートナーシップ締結	https://japan.embassy.gov.au/tkyojapanese/pr2022_tk28.html
カナダ	カナダと米国における共同声明での言及	https://www.canada.ca/en/innovation-science-economic-development/news/2022/10/joint-readout-minister-champagne-meets-with-us-commerce-secretary-raimondo.html
マレーシア	マレーシアと米国による半導体サプライチェーン強靱化の覚書締結	https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/fb58d9c930123b2c.html

参考URL） <https://www.jetro.go.jp/biznews/>

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 1. 各国の重要物資調査

参考）報告書「韓国経済・産業における重要物資の現状および示唆点」の掲載品目リスト

- 韓国の全国経済連合会は主要貿易相手国の中国、日本、米国を対象に輸入依存度が高い品目を調査
- 管理が必要な核心輸入品目として、輸入依存度が9割以上、かつ競争劣位にある品目のうち、輸入額が上位30%以上の228品目を取り上げた
- さらに、重要品目として管理すべき228の輸入品目のうち、企業間取引が多く、グローバルサプライチェーンの安定性が脆弱と判断される133品目も公表（早期警報）

表 韓国経済・産業における重要輸入品目

輸入先	管理方式	品目数	品目	影響を受ける産業
中国	早期警報	127	酸化タングステン、塩化カルシウム、ビデオカード、太陽光モジュール、マウス、モデム(モデムカードを含む)、蛍光灯(熱陰極型)、農薬原体など	全産業
	常時管理	45	マンガン、天然黒鉛、マグネシウムなど	
日本	早期警報	3	電荷結合素子、レゾルシノールなど	電気電子、機械、コンピューター、石油化学
	常時管理	29	ポリイミドフィルム、フォトレジストを塗布・現像・硬化させる機械、半導体ウエハーをウエットエッチング・現像・ストリッピングまたは洗浄する機械、半導体ウエハーをウエットエッチング・現像・ストリッピングまたは洗浄するための噴射機など	
米国	早期警報	3	ヘキサメチレンジアミンなど	航空機、エネルギー
	常時管理	21	航空機用ターボプロペラ、ブタン、プロパンなど	

(出所) 全国経済人連合会

出所) ジェトロビジネス短信

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 2. 相手別の物品/サービス貿易額

各国・品目別 HHI の分析

- 全品目をHSコード上2桁で分類し、各国・品目毎に、HHI を指標として輸入相手国への依存度を算出した。
- HHI の計算式は、各輸入相手国のシェア（百分率）を二乗して和を取ったもの。
値が大きいほど、少数の国への依存度が高い（一国に完全に依存している場合は 10,000 となる）。

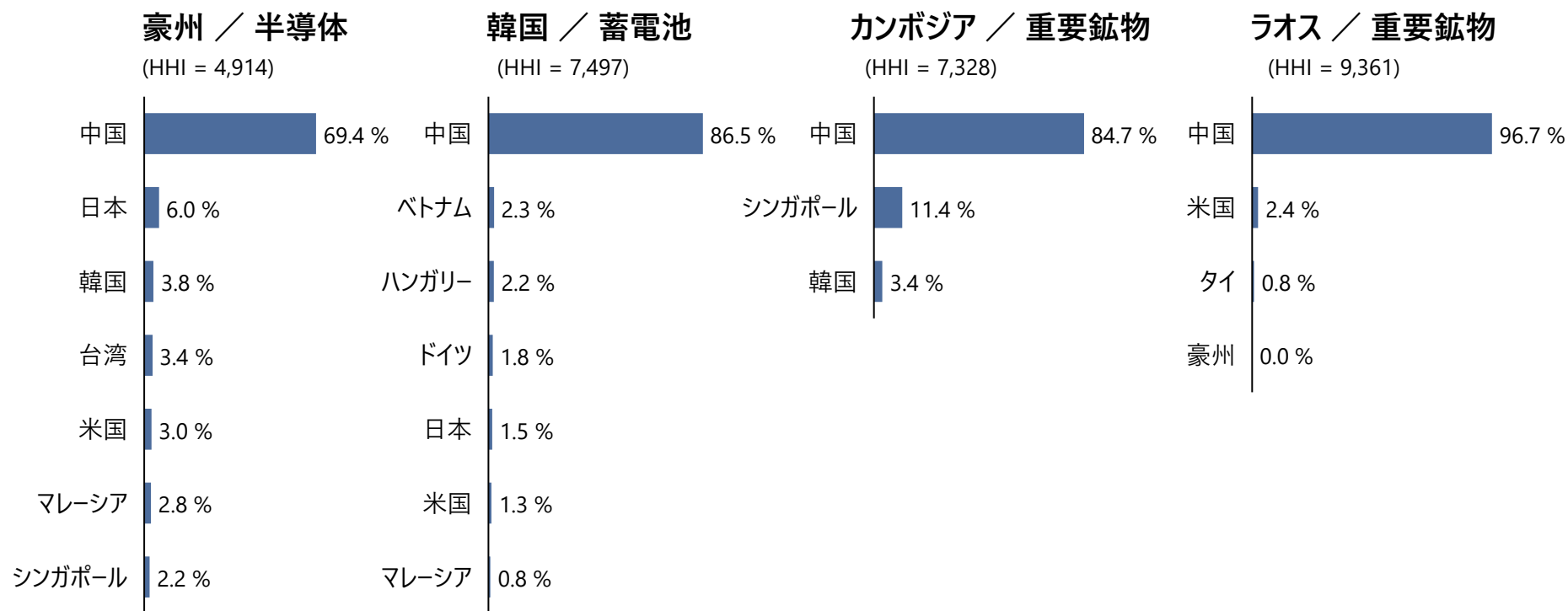
各国の品目別 HHI 一覧 ※下図は抜粋。完全版は別添Excelシートを参照

HSコード 上2桁	HSコード分類名	米国	日本	豪州	ニュージーランド	韓国	インドネシア	シンガポール	タイ
1	動物(生きているものに限る。)	3046	1556	3978	9031	2174	8565	7970	3591
2	肉及び食用のくず肉	1916	1728	2124	1275	2871	3351	2734	1908
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲動物	823	697	1187	976	1204	881	772	557
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当するもの	648	1144	2764	1387	1444	2084	1216	2077
5	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)	778	1504	1587	1772	1150	2707	1400	1293
6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他の部分	2174	1201	1220	2425	2334	1492	2732	3036
7	食用の野菜、根及び塊茎	4462	3470	1430	1406	5727	5746	2000	3784
8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びに種子	2274	1584	1201	1158	2440	4380	787	2210
9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	689	939	552	538	767	1460	808	2311
10	穀物	2420	3639	1736	5132	1575	1867	1877	1582
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小粒	1840	1024	1061	1588	1073	1848	1149	1220
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用	1142	2332	712	930	2431	4591	1522	3364
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁	1438	855	1265	1232	1112	1732	1230	1056
14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性	2010	2935	1849	2660	2606	3397	6214	7145
15	動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその	1391	1428	1739	1983	1329	1143	1815	1286
16	肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水生動物	961	2731	1529	1904	1457	2128	1617	2558
17	糖類及び砂糖菓子	1417	2548	1261	1334	1226	2059	1071	2486
18	ココア及びその調製品	1409	926	846	2502	923	1485	864	1365
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーク	2303	851	676	2345	904	1176	1483	1375
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	841	2046	713	836	1817	1567	1106	1610
21	各種の調製食料品	1544	877	931	1538	2592	1003	1014	1257
22	飲料、アルコール及び食酢	1414	1469	1128	1777	949	1791	2595	1557
23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに	2324	1082	1584	1645	1470	2398	1406	1877
24	たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の	1970	1751	2048	3217	1193	1363	1988	2588
25	塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント	1214	1729	1182	1265	1978	799	2357	1484
26	鉱石、スラグ及び灰	882	1758	1750	3604	2195	3700	1906	973
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、	2500	1179	1421	2601	870	1341	738	851
28	無機化学製品及び貴金属、希土類金属、放射性	774	1724	1440	4223	2885	1663	832	1958
29	有機化学製品	967	999	2246	2210	1663	1281	868	1101
30	医薬品	1070	1007	854	995	916	668	916	686
31	肥料	2632	2389	1160	1641	2268	1510	1080	1064
32	なめしエキスを、染色エキスを、タンニン及びその誘	931	1176	676	1498	1951	1292	1014	1200

HHI の高い国・品目の詳細分析

- 特に HHI が高い国・品目につき、輸入相手国の構成・割合を分析。
- いずれも中国への依存度が高く、2位以下の輸入相手国と顕著な差が見られる。

上位の輸入相手国一覧（国別／品目別）



出所：WTO Stats より NRI 作成

HSコード：蓄電池 (8507), 医薬品 (3003), 半導体 (8523), 重要鉱物 (7110, 75, 8102, 8105) 各々の金額ベースの合計を集計

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 3. 相手別のインバウンド/アウトバウンド投資

調査対象国との輸出入が多い国・地域の分析

- 一国の「全世界に対する輸出入」に占める「調査対象国に対する輸出入」の割合を算出。

輸入額に占める 調査対象国の割合が高い国

国名	輸入額全体に占める 調査対象国の割合
ブルネイ	85%
ラオス	79%
フィジー	79%
ミャンマー	79%
カンボジア	77%
ニュージーランド	62%
カナダ	62%
フィリピン	58%
シンガポール	57%
マレーシア	53%
インドネシア	50%
日本	50%
韓国	48%
豪州	47%
タイ	47%
インド	41%
米国	34%

輸出額に占める 調査対象国の割合が高い国（参考）

国名	輸出額全体に占める 調査対象国の割合
シンガポール	84%
フィリピン	79%
フィジー	79%
カナダ	68%
タイ	67%
韓国	66%
ブルネイ	65%
インドネシア	62%
豪州	61%
ミャンマー	58%
マレーシア	56%
カンボジア	53%
ニュージーランド	48%
ラオス	48%
米国	45%
インド	40%
日本	37%

※輸出額については、データ上の制限（複数年の統計が混在）のため参考扱いとした。

出所：IMF Coordinated Direct Investment Survey より NRI 作成

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 3. 相手別のインバウンド/アウトバウンド投資

調査対象国からの投資が多い国・地域の分析

■ この頁は、（分野を限定しない）直接投資額全体について分析。

投資額に占める 調査対象国の割合が高い国

投資額の単位：百万米ドル

国名	調査対象国への 投資額合計	全世界への 投資額合計	投資額全体に占める 調査対象国の割合
ミャンマー	1,310	1,282	102%
インドネシア	29,219	31,873	92%
豪州	196,894	269,364	73%
マレーシア	89,183	131,267	68%
フィリピン	6,303	9,517	66%
カンボジア	980	1,534	64%
日本	1,196,130	1,884,548	63%
カナダ	642,309	1,145,873	56%
ニュージーランド	9,303	16,820	55%
韓国	149,617	305,314	49%
タイ	29,821	63,344	47%
シンガポール	400,674	899,536	45%
インド	32,210	89,146	36%
米国	1,227,007	5,799,151	21%
フィジー	2	9	18%

出所：IMF Coordinated Direct Investment Survey より NRI 作成

統計処理上、一部の国に対する投資額は負の値になっているため、「調査対象国の割合」が100%を超えることがある。

調査対象国からのインフラ投資が多い国・地域の分析 ①サービス輸出額による分析

- インフラ投資の直接のデータは IMF 等に存在しないため、「建設業におけるサービス輸出額」を近似的にインフラ投資額と見なして、集計。
- サービス輸出額を報告している国が多くないため、「割合」は必ずしも真の値とは限らないが、「割合」の大小関係には一定の意味があると考えられる。

インフラ被投資額に占める 調査対象国の割合が高い国

投資額の単位：百万米ドル

国名	調査対象国 ^{※1} からの 投資額合計	全世界 ^{※2} からの 投資額合計	被投資額全体に占める 調査対象国の割合（参考）
ブルネイ	23	23	100%
ベトナム	659	659	100%
タイ	1,592	1,748	91%
フィリピン	404	522	77%
インドネシア	1,412	1,855	76%
カナダ	1,079	1,667	65%
マレーシア	263	434	61%
シンガポール	787	1,401	56%
韓国	545	1,029	53%
インド	778	1,473	53%
日本	74	205	36%
豪州	351	975	36%
ニュージーランド	11	55	20%
米国	2,182	12,532	17%
カンボジア	データなし		
フィジー	データなし		

※1 豪州、カナダ、日本、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、米国のみ。他の国からの投資額のデータはなし。

※2 全ての国のデータが含まれているわけではない。

出所：WTO Stats より NRI 作成

調査対象国からのインフラ投資が多い国・地域の分析 ②ODA拠出額による分析

- 各国における 調査対象国の重要度を表す指標として、ODA拠出額を用いて分析。

インフラ関係のODA被拠出額に占める 調査対象国の割合が高い国 投資額の単位：百万米ドル

国名	調査対象国からの 拠出額合計	全世界からの 拠出額合計	被拠出額全体に占める 調査対象国の割合
フィジー	2.4	2.4	100%
フィリピン	1,549.5	1,549.8	100%
マレーシア	1.7	1.9	89%
ベトナム	364.3	407.9	89%
カンボジア	312.3	360.7	87%
インド	2,562.5	3,327.5	77%
タイ	2.5	4.0	63%
インドネシア	60.1	383.9	16%

インフラ関係のODA拠出額に占める 調査対象国の割合が高い国

国名	調査対象国への 拠出額合計	全世界への 拠出額合計	拠出額全体に占める 調査対象国の割合
日本	4,745.5	9,345.6	51%
韓国	62.9	289.4	22%
豪州	17.8	101.3	18%
米国	28.7	670.1	4%
ニュージーランド	0.2	37.8	1%
カナダ	0.2	59.3	0%

出所：OECD.Stat (GeoBook: ODA by sector - bilateral commitments by donor and recipient) より NRI 作成

“Energy” および “Transport and Communications” の合計。

調査対象国からの政府系ファイナンス拠出額が多い国・地域の分析

ODA被拠出額に占める 調査対象国の割合が高い国

投資額の単位：百万米ドル

国名	調査対象国からの 拠出額合計	全世界からの 拠出額合計	被拠出額全体に占める 調査対象国の割合
フィジー	149	157	95%
フィリピン	2,948	3,311	89%
マレーシア	205	256	80%
ベトナム	969	1,244	78%
カンボジア	887	1,293	69%
インド	4,406	6,651	66%
タイ	2,246	3,458	65%
インドネシア	31	58	53%

ODA拠出額に占める 調査対象国の割合が高い国

国名	調査対象国への 拠出額合計	全世界への 拠出額合計	拠出額全体に占める 調査対象国の割合
日本	9,974	22,233	44.9
韓国	430	2,336	18.4
豪州	392	2,544	15.4
米国	56	612	9.2
ニュージーランド	959	34,142	2.8
カナダ	29	3,385	0.9

出所：OECD.Stat (GeoBook: ODA by sector - bilateral commitments by donor and recipient) より NRI 作成

過去の途絶事例の洗い出し

- ・ フォース・マジュール条項の宣言により、途絶が発生した事例を洗い出すため、下表のように日本経済新聞、Financial Times におけるフォース・マジュール条項に関わる掲載記事を調査（下表参照）
 - ・ 2019年12月以降で、記事内に「フォース・マジュール（不可抗力）」の記載があった記事を全件調査
- ・ その他に、フォース・マジュール条項とは関係なく、新型コロナウイルス感染拡大による需要の急増、ウクライナ侵攻に伴う経済制裁などをきっかけとして、途絶が発生した主要な事例（半導体・尿素水・ヘリウム・粉ミルク）を追加

2019年12月以降のフォース・マジュール適用事例に関する報道（日本経済新聞・Financial Times）

フォース・マジュール適用の原因	種類	発生時期	①日経新聞 掲載事例数	②FT 掲載事例数	①②合計 掲載事例数
新型コロナウイルス	疫病	2019年12月	4	20	24
ロシアのウクライナ侵攻	戦争	2022年2月	3	9	12
米国テキサス州大寒波	寒波	2021年2月	1	3	4
モザンビーク襲撃	暴動	2021年4月	1	1	2
ドイツ大洪水	豪雨	2021年7月	1	0	1
北米ハリケーン「アイダ」	暴風	2021年8月	1	0	1
マレーシア地滑り	豪雨	2022年10月	1	0	1
米LNGプラント火災	火災	2022年6月	1	0	1
クワズールナタール治安悪化	暴動	2021年6月	0	1	1
南アフリカ工場爆発	火災	2020年3月	0	1	1

出所）日本経済新聞・Financial Times

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 6. 過去の途絶事例の洗い出し

2020年2月以降の主な途絶物資一覧

※ 赤字は調査対象国における重要物資

途絶の主な原因	途絶物資	途絶の理由
新型コロナウイルス	半導体	- 新型コロナウイルスの影響でテレワークが世界中に広がり、PCなどに使う電源管理用の半導体が不足した。 - 世界最大の中国の自動車市場の回復を受け、半導体不足で車の生産が制限される事態になった。
	医療用物資（マスク、防護服等）	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療用物資の需要が急増したことを受けて、各国が輸出規制を行った。
	粉ミルク	- コロナ禍からの経済活動正常化に伴い、離職していた子育て中の女性が働き始め、需要が急増した。 - 粉ミルク製造大手アボット・ラボラトリーズ社が、一部製品に安全性の問題が見つかったことを受けて、生産を停止した。
	原料炭	- 原料炭の主要生産国であるオーストラリアでは、東部の長雨により炭鉱での生産・出荷作業が停滞した。 - 新型コロナウイルスの変異型「オミクロン型」の感染拡大を受け、オーストラリアの一部生産者は、フォース・マジュール条項を宣言した。
	すず地金	地金を輸出する東南アジアで新型コロナウイルスの感染が拡大し、大手生産者のマレーシア・スメルティング社などが精錬所の操業停止を余儀なくされた。
	自動車部品	中国の自動車部品メーカーは、新型コロナウイルス発生による事業停止で、中国政府の発行する免責証明書を取得した。
ロシアのウクライナ侵攻	天然ガス	- エクソン・モービル社は、ロシアのウクライナ侵攻を受け、石油・天然ガス開発事業「サハリン1」の操業を停止し、フォース・マジュール条項を宣言した。 - ウクライナのエネルギー事業者GTSOUは、ロシアが独立を主張するウクライナ東部ルガンスク州のガス圧縮設備を稼働できなくなったため、フォース・マジュール条項を宣言した。
	CO2	- 米国の肥料メーカーグループCF Industriesは、天然ガス価格高騰に伴い、アンモニア工場を閉鎖した。（アンモニア工場では、副産物として、炭酸ガスを生成する） - ドイツのアンモニア・尿素生産大手SKW Piesteritz社の生産停止に伴い、食品・飲料業界向けの炭酸ガス供給会社はフォース・マジュールを宣言した。

出所：日本経済新聞、フィナンシャルタイムズの途絶に関する記事を参照

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 6. 過去の途絶事例の洗い出し

2020年2月以降の主な途絶物資一覧

※ 赤字は調査対象国における重要物資

途絶の主な原因	途絶物資	途絶の理由
南アフリカ工場爆発	プラチナ	・ アングロ・アメリカン・プラチナ社は南アフリカの主要加工工場での爆発事故を受けて、フォース・マジュール条項を宣言した。
米中対立	尿素水	・ アメリカと歩調を合わせたオーストラリアに対し、中国は尿素の原料となる石炭の輸入を停止したため、尿素水の生産量が減少した。
米国テキサス州寒波	化学製品	・ 米国テキサス州では、寒波による電力需要の上昇と発電所の凍結によって、停電が発生し、石油化学工場が停電した。
モザンビーク襲撃	石油	・ 過激派組織「イスラム国」系とみられる武装組織による襲撃を受けて、資源開発大手PTTEPは、全従業員を退避させるとともに、フォース・マジュール条項を宣言した。
クワズール・ナタール治安悪化	チタン鉱石、鉄鉱石	・ 世界最大の鉄鉱石生産企業リオ・ティントは、クワズール・ナタールの事業周辺の治安悪化を理由に、工場を閉鎖し、フォース・マジュール条項を宣言した。
シェールガスへのシフト	ヘリウム	・ 天然ガスを採取する際の副産物として生産されるが、最大の供給元である米国で、シェールガスの採掘が増加し、ヘリウムの供給が減少した。

出所：日本経済新聞、フィナンシャルタイムズの途絶に関する記事を参照

過去の途絶について、事例の多かった「新型コロナ感染拡大」「ウクライナ侵攻」関連の途絶事例について各国の対応を整理

過去の途絶事例における各国の対応

途絶の原因：		新型コロナ感染拡大		ウクライナ侵攻
対応方法の種類	途絶事例：	フォース・マジュール 宣言への対応	医療用物資 不足への対応	天然ガス供給 制限への対応
調達の安定化	調達元の多角化	－	－	調達元をロシア以外 に分散（EU）
	調達交渉の円滑化	証明書・声明ガイドライン など（中・印・英・仏）	－	共同購入の検討（EU）
	調達価格のコントロール	－	－	上限価格の設定（EU）
国内・域内 での確保	輸出制限	－	輸出の禁止・許可制導入 （米・中・EU・韓など）	－
	自給率の向上	－	他業種メーカーへの 生産指示（米）	－
	域内での融通	－	－	加盟国間の結束 メカニズム（EU）
代替手段	代替物資への移行	－	－	再生エネルギーへの 移行加速（EU）
	消費量の削減	－	－	行動変容や効率化による 消費削減（EU）

新型コロナ感染拡大による生産停止等を受け、フォース・マジュール条項の宣言が増加。 サプライチェーンの混乱を抑えるため、各国政府は、証明書の発行やガイドラインの発表を実施。

フォース・マジュールの宣言増加に対する各国政府の対応

背景

- 新型コロナ感染拡大に伴う外出規制により、工場の生産が停止したことで、契約の履行を断念し、フォース・マジュール条項の適用を宣言する企業が増加
- フォース・マジュールを宣言する企業は、その立証責任が発生
- 宣言後も、すぐには解決せず、フォース・マジュール適用可否や妥協点を巡る交渉が発生

課題

- フォース・マジュール条項宣言に伴う関係者間の交渉円滑化

各国 の対応

調達交渉の 円滑化

- フォース・マジュールの立証責任を免れる証明書を発行（中国）
- 政府調達案件について、フォース・マジュール条項に該当することを政府が保証する声明を発表（インド・フランス）
- フォース・マジュール条項の適用が考えられる案件について、適切な対応方法をまとめたガイドラインを発表（英国）
- フォース・マジュール条項の適用が考えられる案件について、当事者間の紛争を解決する組織として「パンデミック紛争解決サービス」を設立（英国）

新型コロナ感染拡大によるマスクや防護服などの医療用物資の不足を受け、 必要な医療用物資の国内確保のため、各国政府は、緊急の輸出制限や増産を実施

医療用物資の不足に対する各国政府の対応

背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、マスクや防護服などの医療用物資の需要が急増
- 主要な輸出国であった中国が医療用物資の輸出制限を行ったことで供給が減少
- 国際法上、自国民の健康を守る場合には、輸出規制が例外的に認められている

課題

- 必要な医療用物資（マスク、防護服等）の国内確保

各国 の対応

輸出制限 による 物資確保

- 国外（域外）への医療用物資の輸出を許可制に変更（米国、EU、中国など）
- 国外への医療用物資の輸出を原則禁止（韓国など）

自給率の 向上

- 国防生産法に基づき、自動車メーカーに対して、人工呼吸器の生産を指示（米国）

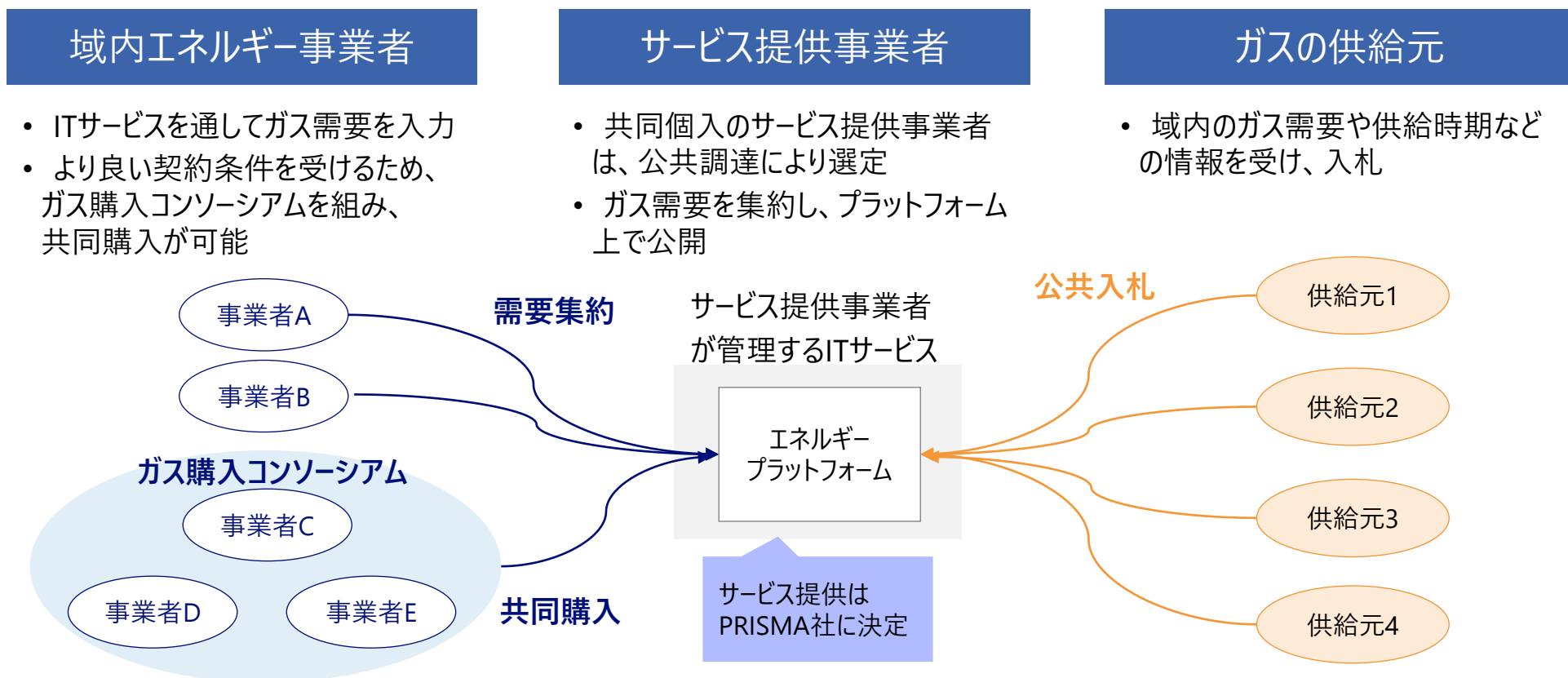
EUは、ロシアによるウクライナ侵攻をきっかけとしたロシアによる天然ガス等の供給制限を受け、ロシア依存からの早期脱却に向けた実行計画や法案を策定

ロシアによる天然ガス等の供給制限へのEU対応

背景	- ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、EU各国は制裁として、ロシアとの貿易を制限 - ロシアは報復制裁として、EUに対し、天然ガス等の化学石油燃料の供給を制限
課題	ロシア産の化学石油燃料への依存からの早期脱却
欧州委の対応	リパワ—EU ↑ ↓ エネルギー 緊急規則案 代替物資への移行 消費量の削減 調達先の多角化 調達交渉の円滑化 調達価格のコントロール 域内での融通 - 太陽光発電や水素・メタンガスの生産など再生エネルギーへの移行を加速（2030年における再エネ比率目標を40%から45%に引き上げ） - 天然ガスや石油の需要の5%削減に向けて、短期的な行動変容の促進策と中長期的な効率化策を策定 - 調達元を米国や中東、北欧などに多角化 - 欧州委が輸入交渉・契約を実施する「共同購入メカニズム」設置を検討 - LNGの変動価格上限を設定し、それ以上の価格で購入することを禁止 - ガス供給の融通に関する2国間協定がない場合の条件を規定し、自動的に適用する「結束メカニズム」を検討

参考）欧州委の検討する共同購入メカニズム

- 安定的なガスの購入のため、域内のガス需要を集約して、共同購入する仕組みを導入（2023春開始予定）
- エネルギー事業者による需要集約への参加は義務ではない
- 一方で、ガス備蓄義務規則の対象となる備蓄条件の少なくとも15%分に関して、需要集約への参加を義務付け



出所）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/9b2391af7135557c.html>

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 8. 調達先の分散に関する分析

各国・品目別 HHI の分析

- 対象を重要物資に絞り、各国・品目毎に、HHI を指標として輸入相手国への依存度を算出した。
- 海外依存度が高く、かつ HHI の高い品目は、途絶リスクが高いといえる。

各国の重要物資の品目別 HHI 一覧 ※別添Excelシートを参照

	HSコード	米国	日本	豪州	ニュージーランド	韓国	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	マレーシア	ブルネイ	インド	フィジー	カナダ	カンボジア	ラオス	ミャンマー
医薬品	3003, 3004	1102.5	920.3	791.9	884.1	938.3	647.0	691.0	658.7	798.8	730.8	4127.4	860.5	2106.1	1149.9	1047.2	3768.4	2178.2
肥料	31	1769.5	2766.5	1160.2	1641.1	2375.3	1509.9	1410.5	1064.4	2065.3	1164.8	7869.0	1027.9	2294.6	5461.7	5039.0	3708.8	1569.1
農業	3808	1037.3	1074.6	2880.3	1933.3	1134.9	1932.7	1597.0	2038.4	1261.2	2101.2	4924.2	2482.8	4154.5	5628.0	2787.9	6932.6	3707.5
永久磁石	8505	2415.3	2844.7	3980.2	2489.0	6311.9	2865.9	3344.5	2407.8	3437.9	2976.8	1869.1	3267.7	3250.2	2896.1	7756.2	6293.0	3257.5
工作機械	8455~8463	1222.1	1513.6	1152.5	1185.6	2213.2	2101.0	1135.1	2586.4	2275.9	1846.7	6195.1	1401.6	5245.1	1654.9	3002.3	3665.3	4034.9
航空機部品	8803	890.4	4507.2	3919.0	3482.6	3741.2	1962.0	3937.5	2847.2	1458.2	2399.5	3274.9	1610.5	2688.4	4248.2	3134.8	2150.8	3114.7
半導体	8541	1096.3	2938.4	7732.9	2681.6	2167.4	2015.8	1376.4	2411.5	1034.1	1458.8	1483.7	7052.9	3659.6	1341.7	9528.4	9285.7	9104.3
蓄電池	8507	2306.1	3971.0	2166.0	2899.6	7978.1	5134.8	2922.4	1682.9	2579.8	2409.8	1616.6	4099.1	1999.4	3215.7	6410.4	3071.8	3091.4
天然ガス	2711	6153.6	1725.5	8623.9	7478.1	1870.0	2415.4	3160.7	2632.3	1140.7	2990.6	3004.8	1982.6	8320.5	8399.4	5757.4	9777.3	3114.4
光電池	854142, 854143	1574.8	1744.3	1787.1	1995.1	1579.0	1271.4	1888.4	1345.0	3126.2	882.3	2572.1	639.8	2899.9	2306.7	7327.8	9395.1	2477.5
エンジン	840991, 840992	1642.2	1162.2	1928.5	1101.3	1116.6	2070.3	1588.8	3442.4	1386.1	1530.9	9183.0	857.0	1450.3	3662.2	4086.6	6724.5	5205.0

海外依存度に関する分析状況

- 特に重要な「半導体」、「重要鉱物」を優先的に分析
- 比較的情報が手に入りやすいと考えた「天然ガス」「クラウド」について分析
- 重要なクリーンエネルギー関連の物資として、「蓄電池」、「太陽光モジュール」についても分析

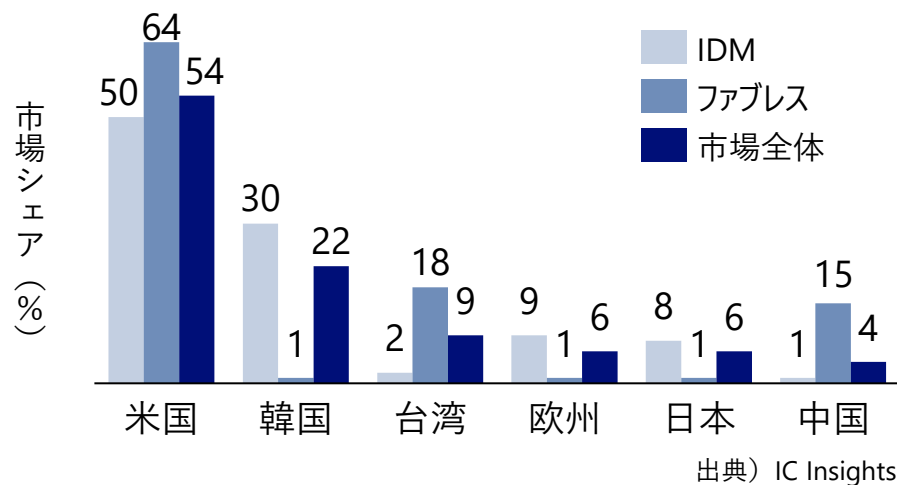
調査対象物資	分析状況
半導体	- 生産面では、米国、韓国、台湾などが主要プレイヤーとなっている - 自給率の引き上げを目指す中国だが、現時点の自給率は低い
重要鉱物	- 豪州は、ニッケルやコバルトを多く産出している - 確認できるところでは、日本のモリブデンの海外依存度は大きい
天然ガス	- 主要な産出国は、米国、豪州、インドネシア等である - 日本や韓国の海外依存度が大きい
クラウド	米国や中国のメガプラットフォーマーが市場の大部分を占めている
蓄電池	リチウムイオン電池の産出量を確認すると、蓄電池生産の大部分を中国が占めると考えられる
太陽光モジュール	- 生産の大部分を中国が占める - 米国や日本は海外依存度が大きくなっている

半導体の海外依存度に関する分析

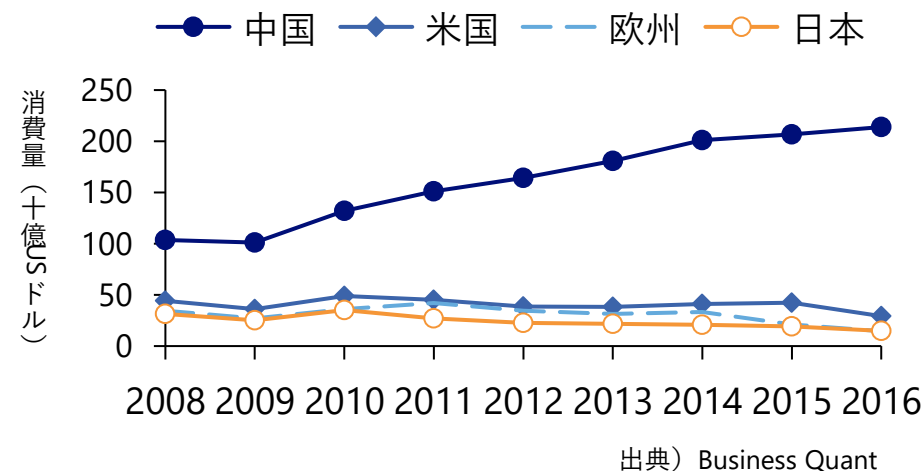
各国における半導体自給率

国	自給率	調査年	自給率定義	出典
日本	27%	2018年	－	経済産業統計協会
米国	38.7%	2021年	米国内売上に占める 米国企業のシェア	Semiconductor Industry Association
中国	16.7%	2021年	中国IC国内生産額 ÷ 中国IC市場規模	IC Insights

参考）半導体IC売上高シェア（本社所在地別）



参考）地域別消費量



重要鉱物の海外依存度に関する分析

- 自給率は各国内における金属資源の再利用を考慮した値で表記。
- 出典毎に重量等の定義が異なるため、横並びでの比較が困難。
 - 重量を鉱石そのものの重量で表す場合と、精錬後の金属の重量で表す場合がある

主要金属の自給率

	日本	米国	中国	豪州
ニッケル	50 %	44 %	56 %	>100%
モリブデン	1.6 %			
白金	22 %	34 %		30%程度
パラジウム	62 %	74 %		30%程度
コバルト	30 %			> 100%?

出所：

日本：JOGMEC「鉱物資源マテリアルフロー 2019」より作成・パラジウムのみ資源エネルギー庁『令和 3 年度エネルギー消費統計調査』

米国：Mineral Commodity Summaries 2023

中国：JOGMEC「世界の鉱業の趨勢 2021」より作成

豪州：JOGMEC「世界の鉱業の趨勢 2022」より作成

天然ガスの海外依存度に関する分析

天然ガス自給率

	国内消費量/TJ	生産量/TJ	自給率
日本	1,247,311	93,060	7%
米国	16,583,265	37,064,090	224%
中国	8,949,543	7,494,023	84%
インド	1,539,545	1,083,578	70%
豪州	620,211	5,708,060	920%
韓国	982,078	2,290	0%
シンガポール	120,799	157,525	130%
インドネシア	781,535	2,381,523	305%
タイ	246,456	1,006,319	408%
フィリピン（参考）	1,743	154,122	8842%

出所：International Energy Agency より NRI 作成

タスク（２）：アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析 | 9. 海外依存度に関する分析

クラウドの海外依存度に関する分析

- クラウドの国内売上について、国内企業シェア及び主要企業シェアを調査
- 米国や中国のメガプラットフォーマーがシェアの多くを占めている

各国におけるクラウドの国内売上シェア（括弧内記載は本社所在地,「-」の箇所は値が不明）

国名	国内企業計	AWS (米国)	Azure (米国)	GCP (米国)	IBM (米国)	Alibaba (中国)	Huawei (中国)	調査年	集計対象	調査機関
日本	28%	60～70%			-	-	-	2020年度	国内クラウド	富士キメラ総研
米国	右記より 66%以上	34%	21%	11%	-	-	-	2022年 第3Q	国内パブリック IaaS・PaaS	Synergy Research Group
豪州	右記より 18.5%以下	32.3%	27.3%	12.7%	4.5%	4.7%	-	2022年	国内パブリック IaaS	Gartner
ニュージーランド	30.6%以上 ※	28.3%	16.8%	4.5%	-	-	-	2021年	国内パブリック IaaS	Gartner
韓国	33%	-	-	-	-	-	-	2021年	国内クラウド	情報通信産業振興 院（NIPA）
シンガポール	右記より 6%以下	43%	28%	16%	-	6%	1%	2020年	国内パブリック IaaS	Twimbit Research and Analysis

※ 国内大手「Spark NZ」のシェアが30.6%

蓄電池に関する分析

蓄電池の国別製造量（容量ベース）

	製造量/GWh	全世界の製造量に占める割合
中国	558	79.00%
米国	44	6.20%
ハンガリー	28	4.00%
ポーランド	22	3.10%
韓国	18	2.50%
日本	17	2.40%
ドイツ	11	1.60%
スウェーデン	4	0.60%
英国	2	0.30%
豪州	1	0.10%
その他	1	0.10%

※ここでは車載用のリチウムイオン電池のデータを利用した。

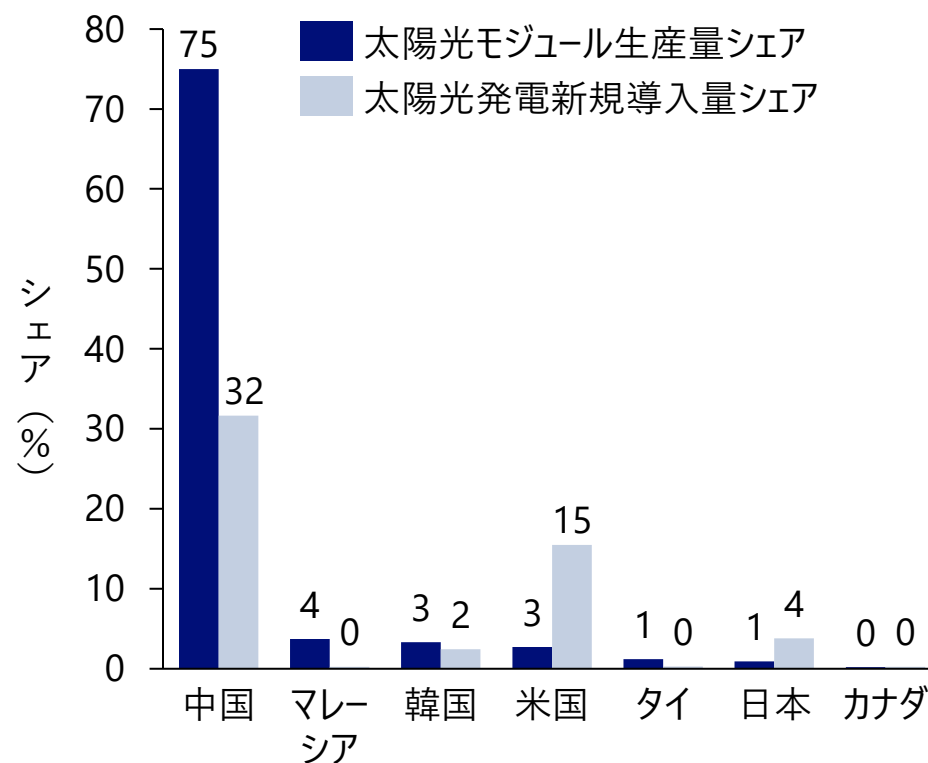
※蓄電池はリサイクルも可能なため、原料であるリチウムの自給率も含めた評価が必要。

太陽光モジュールの海外依存度に関する分析

- 太陽光モジュール自給率 = 太陽光モジュール生産量（電力単位）シェア ÷ 太陽光発電新規導入量（電力単位）シェアによって概算
 - ・ 太陽光モジュール生産量シェアのデータは小数点以下1桁まで存在
 - ・ 太陽光発電新規導入量シェアは各国の数値（MWp単位）を合計値で除して計算

各国における太陽光モジュール自給率（2021年）

国	太陽光モジュール 生産量シェア	太陽光発電 新規導入量シェア	太陽光モジュール 自給率（概算）
	①	②	③ = ① ÷ ②
中国	75.0%	31.62%	237.2%
マレーシア	3.7%	0.21%	1735.3%
韓国	3.3%	2.43%	135.5%
米国	2.7%	15.49%	17.4%
タイ	1.2%	0.29%	416.5%
日本	0.9%	3.77%	23.9%
カナダ	0.2%	0.2%	82.4%



出所) IEA「Trends in PV Applications 2022」

本日のアジェンダ

タスク（１） 調査対象国の選定

タスク（２） アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析

タスク（３） アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

タスク（４） デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・
ビジネス面の先進事例の整理

既存のE P Aや分野別協定（例：デジタルやグリーン）等における CHAPTER比較分析

(3) アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

3つの調査項目について、下記の調査方針に基づいて調査を行った。

調査項目	調査方針	調査項目の具体例
既存のEPAや分野別協定（例：デジタルやグリーン）等におけるチャプター比較分析	- 環境、労働、デジタル等に関して比較分析を行う。 - 協定は多数存在するため、主要なEPAや分野別協定10程度の分析を実施した。 （⇒次頁参照） - 協定の和訳が存在しないものもあるため、比較分析の表は英語で作成し、分析結果を日本語で記載する。	- 環境：CPTPP、USMCAなど - 労働：CPTPP、USMCAなど - デジタル：CPTPP、USMCA、RCEP、など
環境・労働等のマルチの国際条約への参加状況の比較	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）及び米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)のいずれかにおいて言及されている環境・労働分野の条約を調査した。	【環境】 野生生物保護：ワシントン条約 生物多様性の保護：生物多様性条約、同議定書（名古屋議定書等） 【労働】ILO条約、中核的労働基準を規定する4分野・8条約など
包摂性に関する協定（APEC枠組み等）の参画状況の比較検討	包摂性を規定する協定を3～5程度調査する。（⇒次頁参照）	- IPECTA記載の各種条約 - 女子差別撤廃条約、等

タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

デジタル、環境、労働は、CPTPP/USMCAをベースに比較を行う。女性については調査対象国のRTAが限られるためWTOのDB、先住民についてはIPETCA記載の条約等を対象とした。

仕様書記載	テーマ	比較軸となる条約のデータベース（DB）	比較軸となる協定
既存のEPAや分野別協定等におけるチャプター比較分析	デジタル	-	CPTPP/USMCA/日米デジタル協定/RCEP
	環境	-	CPTPP/USMCA
	労働	-	CPTPP/USMCA
	（上記3つの）紛争解決	-	CPTPP/USMCA
包摂性に関する協定の参画状況の比較検討	女性	国連のWomen and Gender Equalityに関する条約一覧	-
	先住民	-	IPETCA（Indigenous Peoples Economic and Trade Cooperation Arrangement） （豪・NZ・加・台）

チャプター比較分析：各国のコミットメント状況



タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

韓国のFTA締結・交渉状況：フロントラインはデジタルはRCEPまたは米韓FTA、貿易と労働は米国、EUとのFTAである。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
発効済	2004年4月	チリ	韓国・チリ自由貿易協定	×	×	×
発効済	2006年3月	シンガポール	韓国・シンガポール自由貿易協定	×	×	×
発効済	2006年9月	EFTA	EFTA・韓国自由貿易協定	×	×	×
発効済	2007年6月	ASEAN	韓国・ASEAN自由貿易協定	×	×	×
発効済	2010年1月	インド	韓国・インド包括的経済連携協定	×	×	×
発効済	2011年8月	ペルー	韓国・ペルー自由貿易協定	×	×	×
発効済	2012年3月	米国	米国・韓国自由貿易協定	○	○	○
発効済	2013年5月	トルコ	韓国・トルコ自由貿易協定	×	×	×
発効済	2014年12月	オーストラリア	韓国・オーストラリア自由貿易協定	×	×	×
発効済	2015年1月	カナダ	韓国・カナダ自由貿易協定	×	×	×
発効済	2015年12月	EU	EU・韓国自由貿易協定	○	○	○
発効済	2015年12月	ベトナム	韓国・ベトナム自由貿易協定	×	×	×
発効済	2015年12月	ニュージーランド	韓国・ニュージーランド自由貿易協定	×	×	×
発効済	2015年12月	中国	中国・韓国自由貿易協定	×	×	×
発効済	2016年7月	コロンビア	韓国・コロンビア自由貿易協定	×	×	×
発効済	2019年10月	コスタリカ、パナマ他	韓国・中米自由貿易協定	×	×	×
発効済	2020年12月	インドネシア	韓国・インドネシア包括的経済連携協定	×	×	×
発効済	2021年1月	英国	英国・韓国貿易協定	×※	○	○
発効済	2021年5月	イスラエル	韓国・イスラエル自由貿易協定	○	×	×
発効済	2021年10月	カンボジア	韓国・カンボジア自由貿易協定	×	×	×
発効済	2022年1月	日本、中国他	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	○	×	×

※サービス章にSECTION F ELECTRONIC COMMERCEがあるものの、実質的な内容なし。



タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

韓国のFTA締結・交渉状況：フロントラインはデジタルはRCEPである。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
交渉中	-	日本、中国	日本・中国・韓国自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	日本	日本・韓国経済連携協定	-	-	-
交渉中	-	マレーシア	韓国・マレーシア自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	フィリピン	韓国・フィリピン自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	エクアドル	韓国・エクアドル戦略的経済補完協定	-	-	-
交渉中	-	メルコスール	韓国・メルコスール貿易協定	-	-	-
交渉中	-	ロシア	韓国・ロシア自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	メキシコ	韓国・メキシコ自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	GCC	GCC・韓国自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	太平洋同盟	韓国・太平洋同盟自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦・韓国包括的経済連携協定	-	-	-
交渉中	-	ウズベキスタン	韓国・ウズベキスタン貿易協定	-	-	-

タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

インドネシアのFTA締結・交渉状況：フロントラインはデジタルは豪州とのEPAおよびRCEP、貿易と労働はEFTAとのFTAである。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
発効済	2005年7月	中国、ASEAN	中国・ASEAN自由貿易協定 (ACFTA)	×	×	×
発効済	2007年6月	韓国、ASEAN	韓国・ASEAN自由貿易協定	×	×	×
発効済	2007年11月	日本	日本・インドネシア経済連携協定	×	×	×
発効済	2008年12月	日本、ASEAN	日本・ASEAN包括的経済連携協定 (AJCEP)	×	×	×
発効済	2010年1月	インド、ASEAN	ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定	×	×	×
発効済	2010年1月	豪、NZ、ASEAN	ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定	○	×	×
発効済	2019年8月	チリ	チリ・インドネシア包括的経済連携協定	×	×	×
発効済	2020年7月	オーストラリア	オーストラリア・インドネシア包括的経済連携協定	○	×	×
発効済	2020年12月	韓国	韓国・インドネシア包括的経済連携協定	×	×	×
発効済	2021年11月	EFTA	EFTA・インドネシア包括的経済連携協定	×	○	○
発行済	2022年1月	日本、中国他	地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定	○	×	×
署名済	2022年7月	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦、インドネシア	×	×	×

タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

インドネシアのFTA締結・交渉状況：フロントラインはデジタルはRCEPである。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
交渉中	-	パキスタン	インド・インドネシア包括的経済協力協定	-	-	-
交渉中	-	EU	EU・インドネシア自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	カナダ、ASEAN	カナダ・ASEAN自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	カナダ	カナダ・インドネシア包括的経済連携協定	-	-	-
交渉中	-	メルコスール	メルコスール・インドネシア包括的経済連携協定（CEPA）	-	-	-
交渉中	-	インドネシア	インドネシア・トルコ包括的経済連携協定	-	-	-



タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

タイのFTA締結・交渉状況：フロントラインはデジタルはRCEPである。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
発効済	2004年9月	インド	タイ・インド経済協力枠組み協定	×	×	×
発効済	2005年7月	ニュージーランド	ニュージーランド・タイ経済緊密化協定	×	×	×
発効済	2005年7月	中国、ASEAN	中国・ASEAN自由貿易協定 (ACFTA)	×	×	×
発効済	2007年6月	韓国、ASEAN	韓国・ASEAN自由貿易協定	×	×	×
発効済	2007年11月	日本	日本・タイ経済連携協定	×	×	×
発効済	2008年12月	日本、ASEAN	日本・ASEAN包括的経済連携協定 (AJCEP)	×	×	×
発効済	2010年1月	インド、ASEAN	ASEAN・インド包括的経済協力枠組 み協定	×	×	×
発効済	2010年1月	豪、NZ、 ASEAN	ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド 自由貿易協定	○	×	×
発効済	2011年12月	ペルー	タイ・ペルー経済緊密化パートナーシッ プに関する枠組み協定	×	×	×
発効済	2015年11月	チリ	チリ・タイ自由貿易協定	×	×	×
発効済	2019年6月	香港	香港・ASEAN自由貿易協定	×	×	×
発行済	2022年1月	日本、中国他	地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定	○	×	×



タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

タイのFTA締結・交渉状況：フロントラインはデジタルはRCEPである。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
交渉中	-	パキスタン	タイ・パキスタン自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	スリランカ	タイ・スリランカ地域貿易協定	-	-	-
交渉中	-	EU	EU・タイ自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	カナダ、ASEAN	カナダ・ASEAN自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	トルコ	トルコ・タイ自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	バーレーン	タイ・バーレーン自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	EFTA	EFTA・タイ自由貿易協定	-	-	-



タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

フィリピンのFTA締結・交渉状況：

フロントラインはデジタルはRCEP、貿易と労働はEFTAとのFTAである。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
発効済	2005年7月	中国、ASEAN	中国・ASEAN自由貿易協定 (ACFTA)	×	×	×
発効済	2007年6月	韓国、ASEAN	韓国・ASEAN自由貿易協定	×	×	×
発効済	2008年12月	日本	日本・フィリピン経済連携協定	×	×	×
発効済	2008年12月	日本、ASEAN	日本・ASEAN包括的経済連携協定 (AJCEP)	×	×	×
発効済	2010年1月	インド、ASEAN	ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定	×	×	×
発効済	2010年1月	豪、NZ、ASEAN	ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定	×	×	×
発効済	2018年6月	EFTA	EFTA・フィリピン自由貿易協定	×	○	○
発効済	2019年6月	香港	香港・ASEAN自由貿易協定	×	×	×
発行済	2022年1月	日本、中国他	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	○	×	×
交渉中	-	韓国	韓国・フィリピン自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	カナダ、ASEAN	カナダ・ASEAN自由貿易協定	-	-	-
交渉中	-	EU	EU・フィリピン自由貿易協定	-	-	-

タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

インドのFTAに関する考え方、近時の本件テーマに関する姿勢

■ インドのFTAに関する考えの大枠（必要か？）

- インドは、2010年ごろまでアジアの貿易相手国とFTAを締結してきた。これは当時中国等が地域的な貿易枠組みの拡大を図っていたことへの対抗と考えられている。しかし、これら日本やASEANとのFTAの締結後、インドの貿易赤字が拡大したため、FTAの拡大に慎重な姿勢に転換した。
 - ・ 中国との貿易赤字拡大が懸念される等の理由から、2019年にはRCEPからも離脱した。
- しかし、繊維産業で競合するベトナムがEUとのFTAを締結するなど、競合する産業を持つ国がFTAを拡大しつつあるため、競争劣位とならないためにFTA交渉を再開した。
 - ・ この点については、中国への対抗といった地政学的な考慮から、米国やEUが主導するサプライチェーン再編への参画を狙っているとの分析もある。

（出所：BBC“Trade agreement: Why India made a U-turn on free trade deals”、JETRO資料からNRI作成）

■ 近時の通商交渉におけるインドの姿勢

（2022年12月のEUとの交渉について、2023年1月の報道による）

- 電子商取引：EUが提案したデータローカライゼーションの禁止に対して、国内法（個人情報保護法）の法案次第であるため、明確なスタンスを示していない。
- 環境・労働：EUのTSD章のテキスト提案について、特に気候変動と労働についてEUのテキスト提案とインドの考えとの隔たりが大きく、さらなる交渉の進展には政治的な介入が必要であると報道されている。

（出所：Hindustan Times, “Climate, labour remain knotty issues in EU

FTA”(<https://www.hindustantimes.com/india-news/climate-labour-remain-knotty-issues-in-eu-fta-101674500034208.html>))

タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

インドのFTA締結・交渉状況：フロントラインは日印EPAか。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
発効済	2005年8月	シンガポール	インド・シンガポール包括的経済協力協定	×	×	×
発効済	2010年1月	ASEAN	ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定	×	×	×
発効済	2011年7月	マレーシア	インド・マレーシア包括的経済連携協定	×	×	×
発効済	2011年8月	日本	日本・インド経済連携協定	×	×	×
発効済	2021年4月	モーリシャス	モーリシャス・インド包括的経済協力連携協定（CECPA）	×	×	×
交渉中	-	ニュージーランド	-	-	-	-
交渉中	-	オーストラリア	-	-	-	-
交渉中	-	EU	-	（EU提案中）	（EU提案中）	（EU提案中）
交渉中	-	EFTA	-	-	-	-
交渉中	-	英国	-	（英提案中）	（英提案中）	（英提案中）
交渉中	-	イスラエル	-	-	-	-
交渉中	-	インドネシア	-	-	-	-

タスク（３）：アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

フィジーのFTA締結・交渉状況：フロントラインはEUとの経済パートナーシップ協定か。

- 最新の英国との協定はBrexitに伴ってEUとのFTAが英国に適用されなくなることへの対応であり、実質的にはE Uとの協定が最新のコミットメントといえる。

ステータス	時期	相手国・地域	協定名	デジタル	環境	労働
発効済	2009年12月	EU、パプア ニューギニア	EU・太平洋諸国経済パートナーシップ 協定	×	×	×
発効済	2021年1月	英国、パプア ニューギニア、サ モア、ソロモン 諸島		×	×	×
交渉中	-		EU・ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋) 諸国経済パートナーシップ協定			

CHAPTER比較分析：デジタル

デジタル章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（1/6）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
関税	いずれの締約国も、締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を賦課してはならないこと等を規定。	△（TPP第1項に相当する米韓FTA第15.3条第1項は、(a)それが自国産であるときキャリア媒体に固定されたデジタル・プロダクト、及び(b)電子的に送信されるデジタル・プロダクトの輸入又は輸出に関連して関税等を課すことができない旨を規定する。TPP第2項に相当する条項は米韓FTAにはないが、第1項の柱書に付された脚注1に類似の内容が定められている。EU韓FTAは第7.48条第3項が締約国は電子的方法での送信に関税を課さないことに合意する旨を規定する。）	○	関税不賦課という慣行を維持しつつ、WTO閣僚決定に応じてこの慣行を修正し得る旨を規定（RCEP第12.11条1項、3項）	関税不賦課という慣行を維持しつつ、WTO閣僚決定に応じてこの慣行を修正し得る旨を規定（RCEP第12.11条1項、3項）	×	×

デジタル章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（2/6）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
デジタル・プロダクトの無差別待遇	いずれの締約国も、他の締約国の領域において生産等されたデジタル・プロダクト、又は著作者等が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと等を規定。	△（TPP第1項に相当する規定は米韓FTA第15.3条第2項にあるが、TPP第1項の「他の締約国の領域において創作され…」というデジタル・プロダクトの修飾部分は、米韓FTAでは第15.3条第2項柱書に付された脚注3におかれている。また、米韓FTA第2項は(a)以下で禁止される課税の理由等も定めている。加えて米韓FTA第15.3条第3項は、他の締約国の領域において生産等されたデジタル・プロダクトに対し、非締約国の領域において生産等されたデジタルプロダクトよりも不利な待遇を与えてはならないこと等を規定。TPP第2項及び第3項は、この規定を知的財産の章に規定する権利及び義務に抵触する部分、及び補助金又は贈与については適用しない旨を定めるのに対し、米韓FTA第15.3条第4項、第5項及び第6項は、不適合措置に関する諸規定に従って採用され又は維持される措置、及び補助金等には適用されない旨を定めている。EU韓FTAには相当する規定なし。）	○	×	×	×	×

デジタル章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（3/6）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
国内の電子的な取引の枠組み	各締約国は、電子商取引に関する国際連合国際商取引委員会モデル法（1996）又は国際契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約（2005）の原則に適合する電子的な取引を規律する法的枠組みを維持すること等を規定。	×	○	△（国際契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約（2005）への言及なし）	△（国際契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約（2005）への言及なし）	×	×
電子認証及び電子署名	いずれの締約国も、電子的な取引の当事者が、当該取引のための適当な認証の方式を相互に決定すること、その取引について認証に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を与えられることを妨げる措置を採用し、又は維持してはならないこと等を規定。	△（TPP第1項は、TPP第2項に相当する米韓FTA第15.4条第1項(c)におかれている。TPP第2項はいずれの締約国も(a)以下の電子認証に関する措置を採用し、又は維持してはならないと規定するのに対し、米韓FTA第15.4条第1項はいずれの締約国も(a)以下の電子認証に関する法律を採用又は維持してはならないと規定する。TPP第3項に相当する規定は米韓FTA第15.4条第2項にあるが、米韓FTA第15.4条第2項はさらに(a)及び(b)で、電子認証の手法に求める要件の条件を定めている。TPP第4項に相当する規定はない。EU韓FTAには相当する規定なし。）	○	○	○	×	×

デジタル章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（4/6）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
オンラインの消費者の保護	締約国は、オンラインでの商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的及び欺瞞的な商業活動を禁じる消費者の保護に関する法律を採用し、又は維持すること等を規定。	△（TPP第1項に相当する規定は米韓FTA第15.5条第1項にあるが、TPP第2項に相当する規定はない。TPP第3項に相当する規定は米韓FTA第15.5条第2項にあるが、協力のために締約国は協力にはオンライン商活動についての協力も含まれることを認める旨を定めるTPP第3項末文に相当する規定はない。米韓FTA第15.5条第3項は各国の消費者保護当局は他国のそれと協力する努力をする旨を規定するが、TPPには相当する規定がない。EU韓FTAは対話を維持すべき諸問題を定める第7.49条において、(d)で電子商取引における消費者保護を挙げている。）	○	○	○	×	×
個人情報の保護	各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持すること、自国の法的枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮に入れるべきであること等を規定。	△（越境情報フローを定める米韓FTA第15.8条の中で個人情報の保護の重要性を確認する旨が規定されている。EU韓FTAには相当する規定なし。）	○	○	○	×	×

デジタル章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（5/6）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
情報の電子的手段による国境を越える移転	各締約国は、事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可すること、締約国が正式な公共政策の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げないこと等も規定。	△（米韓FTA第15.8条は、締約国は越境電子的情報フローに対する不必要な障壁を課し又は維持することを差し控える努力をする旨を規定する。EU韓FTAには相当する規定なし。）	○	△（LPPO例外について締約国自身が判断する旨の注記あり）	△（LPPO例外について締約国自身が判断する旨の注記あり）	×	×
コンピュータ関連設備の設置	いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと、ただし、締約国が正当な公共政策上の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げないこと等を規定。	×	○	△（LPPO例外について締約国自身が判断する旨の注記あり）	△（LPPO例外について締約国自身が判断する旨の注記あり）	×	×

デジタル章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（6/6）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
要求されていない商業上の電子メッセージ	各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関し、各締約国の法令によって特定された方法により、受信者の商業上の電子メッセージを受信することへの同意を要求する等の措置を採用し、又は維持すること等を規定。	×（ただし、EU韓FTA第7.49条は対話を維持すべき問題の一つとして(c)で要求されていない電子商取引の扱いを挙げている。）	○	○	○	×	×
ソース・コード	いずれの締約国も、他の締約国の者が所有する大量販売用ソフトウェアまたは当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならないこと等を規定。	×	○	×	×	×	×

デジタル章の紛争解決手続に関する分析結果

(CP) TPP	USMCA	韓国 (7)	尼 (7)	泰 (7)	比 (7)	印 (7)	フィジー (8)
第14.18条（紛争解決：マレーシア及びベトナムは、現行の措置については、この協定が同国について効力を生ずる日の後二年間、特定の規定に基づく同国の義務に関し、第28章の規定による紛争解決の対象としない旨を規定。）電子商取引についてはこれ以外別段の定めがないため、第28.3条により第28章の紛争解決に関する規定が適用される。	デジタル貿易については第19章に別段の定めがないため、第31.2条により第31章の紛争解決に関する規定が適用される。	×	×	△（RCEP第12.17条第1項は、電子商取引章の解釈及び適用に関する見解の不一致がある場合、締約国はまず協議を行う旨を規定する。同条第3項は、第19章の適用を審査してから、同章の紛争解決に関する規定が適用される旨を規定する。）	△（RCEP第12.17条第1項は、電子商取引章の解釈及び適用に関する見解の不一致がある場合、締約国はまず協議を行う旨を規定する。同条第3項は、第20章の適用を審査してから、同章の紛争解決に関する規定が適用される旨を規定する。）	×	×
第28.5条（協議：締約国は、書面による要請を行うことにより協議を要請することができる旨等を規定。）	Article 31.4（協議：締約国は、書面による要請を行うことにより協議を要請することができる旨等を規定。）	△（米韓FTA第22.7条及びEU韓EFTA第14.3条が協議を規定。）	△（尼豪CEPA第20.5条）			×	×
第28.6条（あっせん、調停及び仲介：締約国は、紛争解決の代替的な方法を任意にとることをいつでも合意することができる旨を規定。）	Article 31.5（あっせん、調停及び仲介：締約国は、紛争解決の代替的な方法を任意にとることをいつでも決定することができる旨を規定。）	×	△（尼豪CEPA第20.6条）	△（RCEP第19.17条）	△（RCEP第19.17条）	×	×
第28.7条（パネルの設置：第28.5条第1項の規定に基づいて締約国が問題を一定の期間内に解決することができない場合には、被申立国に宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる旨を定める。）パネルの設置に関する規定は、第28.8条（付託事項）、第28.9条（パネルの構成）、第28.10条（パネルの構成員の資格）、第28.11条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）、第28.12条（パネルの任務）、第28.13条（パネルの手続規則）、第28.14条（第三国の参加）、第28.15条（専門家の役割）、第28.16条（手続の停止又は終了）、第28.17条（最初の報告書）、第28.19条（最終報告書）、第28.19条（最終報告書の実施）、第28.20条（未実施（代償及び利益の停止））、第28.21条（履行状況の審査）に定められている。	Article 31.6（パネルの設置：締約国が問題を一定の期間内に解決することができなかった場合には、被申立国に宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる旨を規定。）パネルの設置に関する規定は、第31.7条（付託事項）、第31.8条（パネルの構成員の名簿と資格）、第31.9条（パネルの構成）、第31.10条（パネルの構成員の再任）、第31.11条（パネルの手続規則）、第31.12（電子文書提出）、第31.13条（パネルの任務）、第31.14条（第三国の参加）、第31.15条（専門家の役割）、第31.16条（手続の停止又は終了）、第31.17条（パネルの報告書）、第31.18条（最終報告書）、第31.19条（未実施—利益の停止）に定められている。	△（米韓FTA第22.9条及びEU韓EFTA第14.5条がパネルの設置を規定）	△（尼豪CEPA第20.7条）	△（RCEP第19.16条）	△（RCEP第19.16条）	×	×
第28.23条（代替的な紛争解決：各締約国は、可能な最大限の範囲において、民間の当事者間の自由貿易地域における国際的な商事紛争を解決するための仲裁その他の代替的な紛争解決手段の利用を奨励し、及び円滑にする旨を規定。）	Article 31.22（代替的な紛争解決：各締約国は、可能な最大限の範囲において、印鑑の当事者間の自由貿易地域における国際的な商事紛争を解決するための仲裁その他の代替的な紛争解決手段の利用を促進し、及び円滑にする旨を規定。）	△（米韓FTA第22.17条に類似の規定あり。EU韓EFTAには類似の規定なし。）	×	△（RCEP第19.8条）	△（RCEP第19.8条）	×	×

チャプター比較分析：環境

環境章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（1/7）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
環境に関する 多国間の協 定	締約国は、自国が締約国である環境に関する多数国間の協定の重要性を認め、当該協定を実施することについての約束を確認すること等を規定。	△（米韓FTA第20.2条は、締約国はAnnex20-Aに列挙された多国間環境合意の下での義務を履行するため法等を採択するなどする旨を規定し、20.3条第1項(b)(ii)は列挙された合意の重要性を認識する旨を規定する。EU韓FTA第13.5条第1項は国際環境条約の価値を認める旨を規定し、同条第2項は当該協定を実施することについての約束を確認する旨を規定する。）	△（尼EFTA第8.2条は自国の法及び政策が自国が締約国である合意に合致する高水準の環境保護を規定及び奨励することを確保する旨を規定する。）	×	△（比EFTA第11.3条は自国の法等が多国間環境合意に合致する高水準の環境保護を規定及び奨励することを確保する旨を規定する。）	×	×
オゾン層の保 護	締約国は、オゾン層を破壊する物質の生産、消費及び貿易を規制する措置をとること、当該物質に関連する相互に関心を有する事項について取り組むために協力すること等を規定。	×	×	×	×	×	×
船舶による汚 染からの海洋 環境の保護	締約国は、船舶による海洋環境の汚染を防止するための措置をとること、船舶による海洋環境の汚染に関連する相互に関心を有する事項について取り組むために協力すること等を規定。	×	×	×	×	×	×

環境章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（2/7）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
手続事項	締約国は、自国の領域において居住し、又は設立される利害関係を有する者が、自国の権限のある当局に対し、自国の環境法令の違反の容疑を調査するよう要請することができることを確保すること等を規定。	△（TPP第20.7条第1項に相当する規定は米韓FTA第20.7条第1項にある。EU韓FTAでは第10.69条に消費者及び権利者に対する啓発を促進する旨を定める規定がある。TPP第20.7条第2項以下に相当する規定は米韓FTA第20.4条にあるが、EU韓FTAにはない。）	△（TPP第20.7条に相当する規定はないが、尼EFTA第1.7条第1項は、締約国は同協定の運用に影響を与え得る自国の法等を公布又は公に利用可能にする旨を規定する。）	×	△（TPP第20.7条に相当する規定はないが、比EFTA第1.8条第1項は、締約国は同協定の運用に影響を与え得る自国の法等を公布又は公に利用可能にする旨を規定する。）	×	×
協力の枠組み	締約国は、環境を保護し、及び持続可能な開発を促進する能力を強化するために協力が重要であることを認め、本章の規定の実施に関する締約国間の共通の関心事項に取り組むために協力すること等を規定。	△（米韓FTA第20.8条は「環境協力」というタイトルであるが、協力関係を拡大するなどを規定しており、TPP第20.12条の規定の内容に相当しない。米韓FTA第10.9条は締約国が指定した連絡部局の利用を想定しているが、連絡部局の指定に関する規定はない。EU韓FTA第13.11条も「協力」というタイトルであるがTPP第20.12条の規定の内容に相当しない。）	×（ただし、尼EFTA第8.1条第3項は環境問題における協力の利点を強調すること、同条第4項は第8章が具現化する協力のアプローチは共通の価値及び利益に基づいていること、第8.11条は国際フォーラムにおける協力を強化すること、第9.3条第2項は締約国間の既存の二国間協力形態に基づいて協力すること、同条第3項は協力の手段として情報交換、技術移転などが含まれることを定めている。）	×	×（ただし、比EFTA第11.1条第2項は環境問題における協力の利点を認識すること、第11.9条は国際フォーラムにおける協力を定めている。）	×	×

環境章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（3/7）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
貿易及び生物の多様性	締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進し、及び奨励する旨を規定。また、締約国は、自国の国際的な義務に従い、自国の管轄内にある遺伝資源の取得を容易にすることの重要性を認めること、一部の締約国については当該取得が認められた場合には相互に合意する条件（利益の配分に関するものを含む。）の設定が国内措置によって求められることを認めること等を規定。	×	×（ただし、尼EFTA第8.8条第1項は持続可能な森林管理を確保するために効果的な法及びガバナンスの重要性を認める旨を規定する中で生物多様性に言及している。）	×	×	×	×
低排出型の及び強靱な経済への移行	締約国は、低排出型の経済への移行には共同の行動が求められることを認識すること、共通の関心事項について取り組むために協力すること等を規定。	×	×	×	×	×	×

環境章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（4/7）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
海洋における捕獲漁業	締約国は、漁業の保存及び持続可能な管理を目的とした措置をとることの重要性を認め、不十分な漁業管理、漁業に関する補助金であって濫獲等に寄与するもの並びに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（IUU漁業）が貿易、開発及び環境に著しい悪影響を及ぼし得ることを認識し、海洋における野生の捕獲漁業を規制する漁業管理のための制度を運用するよう努めること等を規定。特に、漁獲に対する補助金であって濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの及びIUU漁業に従事する漁船に対して交付される補助金を交付し、又は維持してはならないこと等を規定。なお、濫獲された状態及び当該補助金の悪影響は、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて決定する旨を規定。	×（ただし、米韓FTA Annex20-Aで列举される合意の中に南極の海洋生物資源の保存に関する条約が含まれている。）	△（TPP第20.16条第1項前半のようにより自国の役割や海洋における捕獲漁業の運命が緊急の問題であることを認める旨を定める規定は尼EFTAには存在しないが、TPP同条同項後半に類似の尼EFTA第8.9条第1項が海洋生物資源の保護及び持続可能な管理の確保の重要性を認める旨を定めている。TPP同条第4項はさめ類、うみがめ類、海鳥及び海産哺乳動物の長期的な保存を促進し、当該保存管理措置を列举しているが、尼EFTA第8.9条第3項は長期的な保存及び管理措置を遵守するよう取り組む旨を規定するのみである。TPP第20.16条第2項～第3項及び第5項以下に相当する規定はない。）	×	×	×	×

環境章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（5/7）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
保存及び貿易	締約国は、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処することの重要性を確認し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく義務を履行するための法令その他の措置を採用し、維持し、及び実施すること、自国の抵当な措置をとることを約束すること等を規定。また、締約国は、信頼性のある証拠によれば野生動植物の保存等を主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること等を規定。	×（ただし、米韓FTA第20.11条では環境法に野生動植物の保護又は保全を通じた規程等が含まれるとされており、Annex20-Aでは列挙される合意の中にワシントン条約（CITES）が含まれている。）	×（ただし、尼EFTA第8.8条第2項(a)はワシントン条約（CITES）の実効的な利用を促進する旨を定めている。）	×	×（ただし、比EFTA第11.8条は、森林資源の持続可能な管理のため有益な文書としてワシントン条約（CITES）に言及している。）	×	×

環境章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（6/7）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
環境に関する小委員会及び連絡部局	本性の規定の実施を監督する環境に関する小委員会を設置すること、同委員会の任務等を規定。	△（米韓FTAには環境に関する小委員会の規定はない。EU韓FTA第13.12条第2項及び第3項は締約国の行政府からの高官により構成される委員会が本協定発効後1年以内に会合し、第13章の実施を監督する旨を規定している。連絡部局については、米韓FTA第10.9条は締約国が指定した連絡部局の利用を想定しているが、連絡部局の指定に関する規定はない。EU韓FTA第13.12条第1項は連絡部局の指定を規定しているが、これをTPP第20.19条第1項のように他の締約国に通知すること、及びその日数を定めていない。）	△（尼EFTAに環境に関する小委員会を定める規定はない。第8.12条第1項は連絡部局を指定する旨を規定するが、これをTPP第20.19条第1項のように他の締約国に通知すること、及びその日数を定めていない。）	×	△（比EFTAに環境に関する小委員会を定める規定はない。第11.10条第1項は連絡部局を指定する旨を規定するが、これをTPP第20.19条のように他の締約国に通知すること、及びその日数を定めていない。）	×	×

環境章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（7/7）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
協議、紛争解決等	締約国は、他の締約国に対し、本章の規定の下で生ずる問題に関する協定を要請することができること、同協議により問題を解決することができない場合には、上級の代表者間及び閣僚による協議を要請することができること等を規定。また、一定期間内に問題を解決することができなかった場合には、紛争解決章の規定に基づく紛争解決手続を利用することができること等を規定。	△（TPP第20.20条第1項に相当する規定は米韓FTA及びEU韓FTAにはない。TPP第20.20条第2項に相当する規定は米韓FTA第20.9条第1項及びEU韓FTA第13.14条第1項にあるが、若干書きぶりが異なっている。TPP第20.20条第2項末文及び第3項で定められるような他の締約国への通知等は米韓FTA及びEU韓FTAには定められていない。TPP第20.20条第4項が求める協議の早期開始について米韓FTA第1項末文及びEU韓FTA第13.14条第1項末文は協議要請が届いた速やかに協議を開始する旨を規定している。TPP第20.20条第5項に相当する規定は米韓FTA第20.9条第2項及びEU韓FTA第2項にある。米韓FTA第20.9条第3項は協議によって問題が解決しないとき環境評議会の検討を要請することができるとしており、第4項は協議要請から60日以内に問題が解決しなかったとき22.7条に基づく協議を要請するか22.8条に基づく共同委員会へ付託することができるとしている。EU韓FTA第3項は締約国が更なる議論が必要であると考えたとき貿易及び持続可能な開発委員会に検討を要請することができるとしている。）	△（尼EFTA第11.3条が協議を、第11.4条が仲裁パネルの設置を定めるが、第8.12条第3項は第8章の下で生じるあらゆる問題については第11章の仲裁に訴えることができない旨を定めている。したがってTPPの環境に関する協議及び紛争解決等に相当する規定は尼EFTAでは第11.3条のみになるが、同条も用いる手段など細かな違いがある。その他環境に関する問題については第8.12条第2項が専門家協議又は共同委員会での協議を求めることができる旨を規定している。）	×	△（比EFTA第13.4条が協議を、第13.5条が仲裁パネルの設置を定めるが、第11.10条第3項は第11章の下で生じるあらゆる問題については第13章の仲裁に訴えることができない旨を定めている。したがってTPPの環境に関する協議及び紛争解決等に相当する規定は比EFTAでは第13.4条のみになるが、同条も用いる手段など細かな違いがある。その他環境に関する問題については第11.10条第2項が専門家協議又は共同委員会での協議を求めることができる旨を規定している。）	×	×

環境章の紛争解決手続に関する分析結果（1/2）

(CP) TPP	USMCA	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
第20.20条（環境に関する協議：締約国は、この章の規定の解釈及び適用について合意に達するよう常に努める旨、書面による要請を行うことにより協議を要請することができる旨等を規定。）	Article 24.29（環境に関する協議：締約国はこの章の規定の解釈及び適用について合意に達するよう常に努める旨、書面による通知を行うことにより協議を要請することができる旨を規定。）	△（米韓FTA第20.9条第1項及びEU韓EFTA第13.14条がこれを定める。）	△（尼EFTA第8.12条第2項が協議を定める。同条第3項は、締約国は、第8章の下で生じるいかなる問題についても第11章に基づく仲裁に依拠できない旨を規定。）	×	△（比EFTA第11.10条第2項が協議を定める。同上第3項は、締約国は、第11章の下で生じるいかなる問題についても第13章に基づく仲裁に依拠できない旨を規定。）	×	×
第20.21条（上級の代表者による協議：協議国は、前条の規定によって問題を解決することができなかった場合には、書面による要請を行うことにより、環境小委員会における協議国の代表者が当該問題を検討するために会合することを要請することができる旨を規定。）	Article 24.30（上級の代表者による協議：前条の規定によって問題を解決することができなかった場合には、書面による通知を行うことにより、環境委員会における協議国の代表者が当該問題を検討するために会合することを要請することができる旨を規定。）	△（米韓FTA第20.9条第3項が、協議で問題を解決できなかった場合には評議会への付託ができる旨を規定。EU韓EFTAには類似の規定なし。）	×	×	×	×	×
第20.22条（閣僚による協議：協議国は、前条の規定によって問題を解決することができなかった場合には、当該問題を協議国の関係する閣僚に付託することができる旨を規定。）	Article 24.31（閣僚による協議：協議国は、前条の規定によって問題を解決することができなかった場合には、当該問題を協議国の関係する閣僚に付託することができる旨を規定。）		×	×	×	×	×

環境章の紛争解決手続に関する分析結果（2/2）

(CP) TPP	USMCA	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
第20.23条（紛争解決：第20.20条～第20.22条の規定により、60日以内又は協議国が合意する他の期間内に問題を解決することができなかった場合には、第28.5条(協議)の規定に基づく協議又は第28.7条(パネルの設置)の規定に基づくパネルの設置を要請することができる旨を規定。) 環境に関する紛争についてパネルが行うこと等に関して第20.23条第2項以下がこれを定める。	Article 24.32（紛争解決：第24.29条～第24.31条の規定により75日以内又は協議国が合意する他の期間内に問題を解決することができなかった場合には、第31.6条に基づくパネルの設置を要請することができる旨を規定。） 環境に関する紛争についてパネルが行うこと等に関して第24.32条第2項がこれを定める。	△（米韓FTA第20.9条第4項は、20.9条第1項に基づく協議要請から60日以内に問題を解決できなかった場合には、22.7条に基づく協議を要請、又は22.8条に基づく共同委員会への付託、及び第22章の他の規定に依拠することができる旨を規定。EU韓EFTAは第13.16条で、本章の下で生じるいかなる問題についても、締約国は第13.14条及び第13.15条に定められた手続きのみに依拠することとしている。）	×（尼EFTA第8.12条第3項は、締約国は、第8章の下で生じるいかなる問題についても第11章に基づく仲裁に依拠できない旨を規定。）	×	△（比EFTA第11.10条第3項は、締約国は、第11章の下で生じるいかなる問題についても第13章に基づく仲裁に依拠できない旨を規定。）	×	×
第28.5条（協議：締約国は、書面による要請を行うことにより協議を要請することができる旨等を規定。）		△（米韓FTA第22.7条が協議を規定。EU韓EFTAは第13.14条で、第13章の下で生じるいかなる問題に関する協議を要請することができる旨を規定する。）	×	×	×	×	×
第28.7条（パネルの設置：締約国が問題を一定の期間内に解決することができない場合には、被申立国に宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる旨を定める。） パネルの設置に関する規定は、第28.8条(付託事項)、第28.9条(パネルの構成)、第28.10条(パネルの構成員の資格)、第28.11条(パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿)、第28.12条(パネルの任務)、第28.13条(パネルの手続規則)、第28.14条(第三国の参加)、第28.15条(専門家の役割)、第28.16条(手続の停止又は終了)、第28.17条(最初の報告書)、第28.19条(最終報告書)、第28.20条(未実施(代償及び利益の停止))、第28.21条(履行状況の審査)に定められている。	Article 31.6（パネルの設置：締約国が問題を一定の期間内に解決することができなかった場合には、被申立国に宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる旨を規定。） パネルの設置に関する規定は、第31.7条(付託事項)、第31.8条(パネルの構成員の名簿と資格)、第31.9条(パネルの構成)、第31.10条(パネルの構成員の再任)、第31.11条(パネルの手続規則)、第31.12（電子文書提出）、第31.13条(パネルの任務)、第31.14条(第三国の参加)、第31.15条(専門家の役割)、第31.16条(手続の停止又は終了)、第31.17条(パネルの報告書)、第31.18条(最終報告書)、第31.19条(未実施一利益の停止)に定められている。	△（米韓FTA第22.9条及びEU韓EFTA第13.15条がパネルの設置を規定）	×	×	×	×	×

CHAPTER比較分析：労働

労働章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（1/5）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
労働者の権利	各締約国は、自国の法律等において、ILO宣言に述べられている権利（結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止並びに雇用及び職業に関する差別の撤廃）を採用し、及び維持することを規定。また、労働条件（最低賃金、労働時間等）を規律する法律等を採用し、及び維持することを規定。	△（TPP第19.3条第1項に相当する規定は米韓FTA第19.2条第1項およびEU韓EFTA第13.4条第3項にある。TPP第2項に相当する規定は米韓FTAにもEU韓EFTAにもない。）	△（TPP第19.3条第1項に相当する規定は尼EFTA第8.6条第1項にあるが、TPP第2項に相当する規定はない。）	×	△（TPP第19.3条第1項に相当する規定が比EFTA第11.5条第1項にあるが、TPPが(c)後段で最悪の形態の児童労働の禁止を定めるのに対して、比EFTAにはそのような規定がない。またTPP第2項に相当する規定は比EFTAにはない。）	×	×
逸脱の禁止	いずれの締約国も、第19.3条1に規定する労働者の権利と両立しない場合等には、締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす様態により、自国の法律等について免除その他の逸脱措置をとってはならず、又はとる旨提案してはならない旨を規定。	△（米韓FTA第19.2条第2項は労働者の権利と両立しない場合に自国の法律等について逸脱措置をとってはならない旨を規定するが、TPP第19.4条(b)に相当する規定はない。EU韓EFTA第13.7条も、締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす様態により、自国の法律等について逸脱措置をとってはならない旨を規定するのみである。）	△（TPP第19.4条に類似の規定として尼EFTA第4.8条第2項および第8.3条第2項があるが、第4.8条第2項は健康、安全又は環境上の懸念に対応するための措置についての逸脱措置、第8.3条第2項は他国からの投資を奨励するため等に国内法、規則又は基準についての逸脱措置を禁止しており、TPPとは書きぶりが異なる。）	×	△（TPP第19.4条に類似の規定として比EFTA第11.4条があるが、第8.3条第2項は他国からの投資を奨励するため等に国内法、規則又は基準についての逸脱措置を禁止しており、TPPとは書きぶりが異なる。）	×	×

労働章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（2/5）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
労働法令の執行	いずれの締約国も、貿易又は投資に影響を及ぼす態様により、自国の労働法令を効果的に執行することを怠ってはならないこと等を規定。	○（米韓FTA第19.3条が相当）	○（TPP第19.5条1項のように、法令の執行を定める規定は第8.3条1項にある）	×	○（TPP第19.5条1項のように、法令の執行を定める規定は第11.4条第1項にある）	×	×
強制労働	各締約国は、強制労働によって生産された物品を輸入しないよう奨励する旨を規定。	×	△（第8.9条第2項(a)は、強制労働又は人身取引等から生じた物品を排除する措置を執ることの促進を規定する。）	×	×	×	×
企業の社会的責任	各締約国は、企業に対し、労働問題に関する社会的責任についての自発的活動を任意に採用することを奨励するよう努める旨を規定。	△（EU韓EFTA第13.6条およびAnnex7-Dは企業の社会的責任に言及している。）	×	×	×	×	×
啓発及び 手続上の 保証	各締約国は、自国の労働法令等に関する情報を公に入手可能とすること等により、自国の労働法令に関する啓発を促進すること、締約国の法令に基づいて認められる利害関係を有する者が裁判所を利用する機会を有することを確保すること等を規定。	△（TPP第19.8条に規定されている内容のほとんどを米韓FTA第19.4条が定めるが、TPP19.8条第8項の相当する規定がない。EU韓EFTAは第20章に類似の規定がある。）	×	×	×	×	×

労働章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（3/5）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
公衆の意見の提出	各締約国は、本章に関連する事項について締約国の者からの意見書の受領及び検討について定めること、意見の提出者に対し適時に回答すること等を規定。	△（米韓FTA第19.5条第3項には、締約国の者からの意見書の受領等を定めることを求める旨を規定するが、TPP第19.9条第2項以降に相当する規定はない。）	×	×	×	×	×
協力	締約国は、本章の規定の効果的な実施のための仕組みとしての協力の重要性を認めること、協力活動を行う際の指針とすべき原則等を規定。	△（米韓FTA第19.6条およびAnnex19-Aが協力のメカニズムについて定めるが、協力活動を行う際の指針とすべき原則等の規定がないなど、書きぶりが異なる。EU韓EFTAは第13.1条第2項等で協力することの利益を強調するが、指針とすべき原則等の規定など、それ以上詳細に定められていない。）	△（協力については尼EFTA第9章に規定があるが、TPP第19.10条第1項から第5項及び第7項に相当する規定はない。）	×	△（協力することの利益を認める旨の規定が第11.1条第2項におかれているが、その他協力活動を行う際の指針とすべき原則等の規定はない。）	×	×

労働章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（4/5）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
労働評議会	締約国は、各締約国が指名する大臣又は他の地位の政府の上級代表者から成る労働評議会を設置すること、同評議会は原則として2年ごとに会合すること、同評議会は本協定の効力発生の日の後5年目の年に本章の規定の実施について検討を行うこと、その他同評議会の任務等を規定。	△（米韓FTA第19.5条は労働評議会を設立すること、協定の発効から1年以内に会議を開くことを規定するが、以降2年ごとに会議すること、評議会の任務、5年間で労働章の実施の審査を行うことなどの規定がない。EU韓EFTAには相当する規定がない。）	×	×	×	×	×
連絡部局	各締約国は、自国の労働省又はこれに相当する機関の部局又は職員を本章に関連する事項を取り扱うための連絡部局として指定すること等を規定。	△（米韓FTA第19.5条第3項は、締約国は連絡部局を設置することを定めるが、90日以内に変更の際の他国への通知、連絡部局の任務についての規定はない。EU韓EFTA第13.12条も同様である。）	△（尼EFTA第8.12条は、第8章を実施するために連絡部局を任命する旨を規定するが、TPP第19.13条のように任命までの期限を設けていない。また、連絡部局の任務に関する規定もない。）	×	△（比EFTA第11.10条は、第11章を実施するために連絡部局を任命する旨を規定するが、TPP第19.13条のように任命までの期限を設けていない。また、連絡部局の任務に関する規定もない。）	×	×

労働章に関する分析結果（USMCA又はTPP未加盟国）（5/5）

事項	概要	韓国（7）	尼（7）	泰（7）	比（7）	印（7）	フィジー（8）
公衆の関与	各締約国は、自国の労働者団体の代表者及び事業者団体の代表者等が本章に関連する事項について意見を提供するため、労働に関する評議機関、諮問機関等を設け、又は維持すること等を規定。	×	×	×	×	×	×
協力のための労働対話、労働協議	締約国は、本章の下で生ずる問題に関する他の締約国との対話（第19.11条）及び労働協議（第19.15条）をいつでも要請することができること、同協議により問題を解決することができない場合には、労働評議会の代表者が会合することを要請することができること等を規定。また、一定期間内に問題を解決することができなかった場合には、紛争解決章の規定に基づくパネルの設置を要請することができること等を規定。	△（TPP第19.11条のような対話を定める規定は米韓FTAにもEU韓EFTAにもない。TPP第19.15条が定める協議については、米韓FTA第19.7条及びEU韓EFTA第13.14条がこれを定めるが、TPPとは書きぶりが異なっている。）	△（TPP第19.11条のような対話を定める規定は尼EFTAにはない。TPP第19.15条が定める協議については、尼EFTA第8.12条第2項が第8章の下で生じるあらゆる問題について専門家協議又は共同委員会内での協議を求めることができる旨を規定している。）	×	△（TPP第19.11条のような対話を定める規定は比EFTAにはない。TPP第19.15条が定める協議については、尼EFTA第11.11条第2項が第11章の下で生じるあらゆる問題について専門家協議又は共同委員会内での協議を求めることができる旨を規定している。）	×	×

労働章の紛争解決手続に関する分析結果

(CP)TPP	USMCA	韓国 (7)	尼 (7)	泰 (7)	比 (7)	印 (7)	フィジー (8)
-	Article 23.13 (協力的労働対話：締約国はこの章の規定の下で生ずる問題を解決するため書面による要請を送付することにより対話を要請することができる旨等を規定。)	×	×	×	×	×	×
第19.15条 (労働協議：締約国はこの章の規定の下で生ずる問題を解決するため相互尊重の原則に基づく協力及び協議を通じてあらゆる努力を払う旨、書面による要請を送付することにより労働協議を要請することができる旨等を規定。この規定により60日以内に問題を解決することができなかった場合には、第28.7条(パネルの設置)に基づくパネルの設置を要請することができ、その後は第28章(紛争解決)に定める規定を利用することができる。)	Article 23.17 (労働協議：締約国はこの章の規定の下で生ずる問題を解決するため協力及び対話を通じてあらゆる努力を払う旨、書面による要請を送付することにより労働協議を要請することができる旨等を規定。また第6項は、問題を解決することができなかった場合には、関係する閣僚に本件を検討することを求めることができる旨を定める。第8項は、75日以内に問題を解決することができなかった場合には第31.6条に基づくパネルの設置を要請することができる旨を規定。なお、第12項は本規定に従った解決を試みる前に第31章の紛争解決に訴えることはできない旨を規定。)	△ (米韓FTA第19.7条が労働協議を規定。EU韓EFTAは第13.14条で、第13章の下で生じるいかなる問題に関する協議を要請することができる旨を規定する。)	△ (尼EFTA第8.12条第2項が協議を定める。同条第3項は、締約国は、第8章の下で生じるいかなる問題についても第11章に基づく仲裁に依拠できない旨を規定。)	×	△ (比EFTA第11.10条第2項が協議を定める。同条第3項は、締約国は、第11章の下で生じるいかなる問題についても第13章に基づく仲裁に依拠できない旨を規定。)	×	×
第28.7条 (パネルの設置：締約国が問題を一定の期間内に解決することができない場合には、被申立国に宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる旨を定める。) パネルの設置に関する規定は、第28.8条(付託事項)、第28.9条(パネルの構成)、第28.10条(パネルの構成員の資格)、第28.11条(パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿)、第28.12条(パネルの任務)、第28.13条(パネルの手続規則)、第28.14条(第三国の参加)、第28.15条(専門家の役割)、第28.16条(手続の停止又は終了)、第28.17条(最初の報告書)、第28.19条(最終報告書)、第28.19条(最終報告書の実施)、第28.20条(未実施(代償及び利益の停止))、第28.21条(履行状況の審査)に定められている。	Article 31.6 (パネルの設置：締約国が問題を一定の期間内に解決することができなかった場合には、被申立国に宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる旨を規定。) パネルの設置に関する規定は、第31.7条(付託事項)、第31.8条(パネルの構成員の名簿と資格)、第31.9条(パネルの構成)、第31.10条(パネルの構成員の再任)、第31.11条(パネルの手続規則)、第31.12 (電子文書提出)、第31.13条(パネルの任務)、第31.14条(第三国の参加)、第31.15条(専門家の役割)、第31.16条(手続の停止又は終了)、第31.17条(パネルの報告書)、第31.18条(最終報告書)、第31.19条(未実施一利益の停止) に定められている。	△ (米韓FTA第22.9条及びEU韓EFTA第13.15条がパネルの設置を規定)	×	×	×	×	×
第28.23条 (代替的な紛争解決：各締約国は、可能な最大限の範囲において、民間の当事者間の自由貿易地域における国際的な商事紛争を解決するための仲裁その他の代替的な紛争解決手段の利用を奨励し、及び円滑にする旨を規定。)		△ (米韓FTA第22.17条に類似の規定あり。EU韓EFTAは第13.16条で、本章の下で生じるいかなる問題についても、締約国は第13.14条及び第13.15条に定められた手続のみに依拠することとしている。)	×	×	×	×	×
	Annex 31-A, B (Facility-Specific Rapid-Response Labor Mechanism：一方当事国における結社の自由及び集団交渉権の拒否がgood faith basisに信じられる場合、他方当事国は当該国に対し審査を要請することができる。労働者の権利の侵害があったと決定する場合、当該国は侵害を改善しなければならず、改善されなかった場合には独立のパネルが権利侵害の有無を決定するプロセスが始まる。)	×	×	×	×	×	×

環境・労働等のマルチの国際条約への参加状況の比較

環境分野では、特に漁業分野において多数の条約が言及されており、地域的協定もある。

区分	#	小区分	
環境	1	オゾン層の破壊防止	・千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（TPP第20.5条1項注1）（USMCA, Article 24.8(4)(b), Article 24.9(1)）
	2	希少生物の保護	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（TPP第20.17条2項）（USMCA, Article 24.8(4)(a)）
	3	湿地帯の保護	the Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat, done at Ramsar, February 2, 1971, as amended（USMCA, Article 24.8(4)(d)）
	4	海洋汚染の防止	千九百七十三年十一月二日にロンドンで作成され、船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書、船舶による汚染の防止のための国際条約（TPP第20.6条1項注1）（USMCA, Article 24.10(1)note 13）
	5	漁業	二千一年にローマで採択された国際連合食糧農業機関の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画（TPP第20.16条2項注）（TPP第20.16条3項注、13項注）USMCA, Article 24.18(3)note 19）
	6		海洋法に関する国際連合条約（TPP第20.16条3項注）（USMCA, Article 24.18(3)note 19）
	7		千九百九十五年十二月四日にニューヨークで作成された分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（TPP第20.16条3項注）（USMCA, Article 24.18(3)note 19）
	8		FAOの責任ある漁業に関する行動規範（TPP第20.16条3項注）（USMCA, Article 24.18(3)note 19）
	9		千九百九十三年十一月二十四日にローマで作成されたF A Oの保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定（TPP第20.16条3項注）（USMCA, Article 24.18(3)note 19）
	10		二千五年三月十二日にローマで採択された二千五年の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業に関するローマ宣言（TPP第20.16条13項注）

環境分野では、特に漁業分野において多数の条約が言及されており、地域的協定もある。
労働分野では、ILO宣言を中心に、児童労働に関する条約が言及される。

区分	#	小区分	
環境	11	漁業 (続き)	二千九年十一月二十二日にローマで作成された違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定 (TPP第20.16条13項注) (USMCA, Article 24.18(3)note 19, Article 24.20(1)(a)note 25, Article 24.21(1)note 30)
	12		a Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport Vessels, and Supply Vessels (USMCA, Article 24.21(2)(f))
	13		the Convention on the Conservation of Antarctic Marine Living Resources, done at Canberra, May 20, 1980 (USMCA, Article 24.8(4)(e))
	14		the Convention for the Establishment of an Inter-American Tropical Tuna Commission, done at Washington, May 31, 1949 (USMCA, Article 24.8(4)(g))
	15		・the Agreement on Environmental Cooperation among the Governments of Canada, the United Mexican States, and the United States of America (USMCA, Article 24.25(3))
	16		・the North American Agreement on Environmental Cooperation (USMCA, Article 24.25(3)note 37, Article 24.28(4)(d), (f))
	17	捕鯨	the International Convention for the Regulation of Whaling, done at Washington, December 2, 1946 (USMCA, Article 24.8(4)(f))
労働	18		ILO千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言 (TPP第19.1条20.4条1項) (USMCA, Article 23.1)
	19		I L Oの仕事に関する世界協約 (TPP第19.10条6項(o))
	20		The ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization (2008) (USMCA, Article 23.2)
	21		ILO Convention No. 182 Concerning the Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labor (USMCA, Article 12.12(5)(b))

環境・労働等のマルチの国際条約に関する調査対象国の加入状況（1/2）

#	Fundamental Convention ／国（批准数）	15カ国のうち in effect	米国（13）	日本（10）	豪州（10）	NZ（11）	韓国（11）	尼（7）	星（5）	泰（7）	比（8）	越（8）	馬（5）	ブ（4）	印（7）	フィジー（7）	加（13）
1	I-26369 - Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer ※Date of entry into force: 01 January 1989	15	16 Nov 1987	16 Nov 1987	08 June 1988	16 Sep 1987	24 Jan 1995	21 July 1988	05 Jan 1989	15 Sep 1988	14 Sep 1988	26 Jan 1994	29 Aug 1989	27 May 1993	19 Jun 1992	23 Oct 1989	16 Sep 1987
2	I-14537 - Convention on International Trade in Endangered SpecieConvention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora ※Date of entry into force: 1 July 1975	15	14 Jan 1974	06 Aug 1980	29 Jul 1976	10 May 1989	09 Jul 1993	28 Dec 1978	30 Nov 1986	21 Jan 1983	18 Aug 1981	20 Jan 1994	20 Oct 1977	04 May 1990	20 Jul 1976	30 Sep 1997	10 Apr 1975
3	I-14583 - the Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat ※Date of entry into force: 21 December 1975	12	18 Dec 1986	17 Jun 1980	08 May 1974	13 Aug 1976 ※未発効	28 Mar 1997	08 Apr 1992	×	13 May 1998	08 Jul 1994	20 Sep 1988	10 Nov 1994	×	01 Oct 1981	11 Apr 2006	15 Jan 1981
4	I-22484 - Protocol of 1978 relating to the International Convention for the prevention of pollution from ships, 1973 ※Date of entry into force: 2 October 1983	6	12 Aug 1980	09 Jun 1983	×	25 Sep 1998	23 Jul 1984	×	01 Nov 1990	×	×	29 May 1991	×	×	×	×	×
5	International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing ※Date of adoption: 02 March 2001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	I-31363 - United Nations Convention on the Law of the Sea ※Date of entry into force: 16 November 1994	14	×	07 Feb 1983	10 Dec 1982	10 Dec 1982	14 Mar 1983	10 Dec 1982	10 Dec 1982	10 Dec 1982	10 Dec 1982	10 Dec 1982	10 Dec 1982	5 Dec 1984	10 Dec 1982	10 Dec 1982	10 Dec 1982
7	I-37924 - Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks ※Date of entry into force: 11 December 2001	12	04 Dec 1995	19 Nov 1996	04 Dec 1995	04 Dec 1995	26 Nov 1996	04 Dec 1995	×	28 Apr 2017	30 Aug	18 Dec 2018	×	×	19 Aug 2003	04 Dec 1995	04 Dec 1995
8	Code of Conduct for Responsible Fisheries ※Date of adoption: 31 October 1995	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	I-39486 - Agreement to Promote Compliance with International Conservation and Management Measures by Fishing Vessels on the High Seas ※Date of entry into force: 24 April 2003	7	19 Dec 1995	20 Jun 2000	19 Aug 2004	14 Jul 2005	24 Apr 2003	×	×	×	30 May 2018	×	×	×	×	×	20 May 1994

【凡例】年数又は○は加盟を、×は未加盟を、-は対象外（地域協定に関する地域外国や宣言等）を意味する

環境・労働等のマルチの国際条約に関する調査対象国の加入状況（2/2）

#	Fundamental Convention ／国（批准数）	15カ国のうち in effect	米国（13）	日本（10）	豪州（10）	NZ（11）	韓国（11）	尼（7）	星（5）	泰（7）	比（8）	越（8）	馬（5）	ブ（4）	印（7）	フィジー（7）	加（13）
10	the 2005 Rome Declaration on IUU Fishing ※Date of adoption: 12 March 2005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	I-54133 - Agreement on Port State Measures to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing ※Date of entry	11	26 Feb 2016	19 Jan 2017	20 Jul 2015	21 Feb 2014	14 Jan 2016	23 Jun 2016	×	06 May 2016	26 Apr 2018	03 Jan 2019	×	×	×	13 Feb 2019	20 Jun 2019
12	a Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport Vessels, and Supply Vessels ※Year of	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	I-22301 - Convention on the conservation of Antarctic marine living resources ※Date of entry into force: 7 April 1982	7	18 Feb 1982	26 May 1981	06 May 1981	08 Mar 1982	29 Mar 1985	×	×	×	×	×	×	×	17 June 1985	×	01 Jul 1988
14	I-1041 - Convention between the United States of America and the Republic of Costa Rica for the establishment of an Inter-American Tropical Tuna Commission ※Date of entry into force: 3 March 1950	2	25 Jun 1970	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	03 Oct 1967
15	the Agreement on Environmental Cooperation among the Governments of Canada, the United Mexican States, and the United States of America ※Date of entry into force: 1 July 2020	2	12 Nov 2018	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	18 Dec 2018
16	the North American Agreement on Environmental Cooperation ※Date of entry into force: 1 January 1994	2	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	14 Sep 1993
17	I-2124 - International Convention for the Regulation of Whaling ※Date of entry into force: 10 November 1948	6	18 Jul 1947	×	01 Dec 1947	02 Aug 1949 ※1968年脱退、1976年再加盟	29 Dec 1978	×	×	×	×	×	×	×	×	×	25 Feb 1949
18	the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work ※Date of adoption: 18 June 1998	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	Global Jobs Pact ※Date of adoption: 19 June 2009	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	the ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization ※Date of adoption: 10 June 2008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	I-37245 - Convention (No. 182) concerning the prohibition and immediate action for the elimination of the worst forms of child labour ※Date of entry into force: 19 November 2000	15	02 Dec 1999	18 Jun 2001	19 Dec 2006	14 Jun 2001	29 Mar 2001	28 Mar 2000	14 Jun 2001	16 Feb 2001	28 Nov 2000	19 Dec 2000	10 Nov 2000	09 Jun 2008	13 Jun 2017	17 Apr 2002	06 Jun 2000

加盟国数が限られる協定は以下の通りであるが、内容として重要視されるものはない

- 千九百七十三年十一月二日にロンドンで作成され、船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書、船舶による汚染の防止のための国際条約
 - 特定の廃棄物に関する船舶からの海洋投棄や焼却等を禁止している（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_002532.html）。
 - 加盟国が6か国と少なく、特に途上国の加盟数が少ないため、何等かの形で取り入れられる可能性は低いと考えられる。
- 千九百九十三年十一月二十四日にローマで作成されたF A Oの保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定
 - 漁船の旗国に対し自国漁船による公海漁業を承認制にすること、漁船についての記録を保持し、関連情報をFAOを通じて他の漁業国と交換する体制を整備すること等を義務づけている。（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/seafo.html>）
 - ASEAN諸国を中心に未加盟国が多いが、内容はIUU漁業の防止に資するものであり、他の先進国等からこれら諸国に加入圧力がある場合には、問題を生じる可能性もある。
- 南極の海洋生物資源の保存に関する条約（the Convention on the Conservation of Antarctic Marine Living Resources, done at Canberra, May 20, 1980）
 - メロ（マゼランアイナメ）、オキアミ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源の管理を目的とする条約である。
 - 加盟国が7か国と少なく、南極海での漁獲を行わない国も多いため、何等かの形で取り入れられる可能性は低いと考えられる。
- 国際捕鯨取締条約
 - 捕鯨の規制や鯨類の調査研究を行う旨を定め、国際捕鯨委員会を設置している（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/whale/iwc.html>）。
 - 日本は2019年に脱退を決めている。そのためこれが言及される場合参画が難しくなるが、加盟国が5か国と少ないため、何等かの形で取り入れられる可能性は低いと考えられる。ただし、反捕鯨に積極的な豪州が加盟しているため、動向を注視する必要がある。

包摂性に関する協定（A P E C 枠組み等）の参画状況の比較検討

先住民について定めるIPETCAで言及されている主な国際条約・宣言：国連宣言のほか、ILOや人権条約等も広範に言及されている。また、環境関連条約にも言及がある。

3. INTERNATIONAL INSTRUMENTS

- (a) The participating economies recognise that existing international human rights obligations are interrelated, interdependent, and mutually reinforcing, and should be considered alongside each other when advancing the rights of Indigenous peoples and their participation in international trade.
- (b) The participating economies reaffirm their existing support for the *United Nations Declaration*.
- (c) Each participating economy reaffirms its commitment to implement its obligations under *any other international agreement addressing Indigenous rights and human rights to which it is a party, including relevant International Labour Organization conventions*.
- (d) The participating economies acknowledge the importance of the *United Nations 2030 Agenda for Sustainable Development* and of achieving the SDGs and the *Addis Ababa Action Agenda on Financing for Development*, given their relevance to Indigenous peoples, including how they relate to the protection of lands, waters, and natural resources, and how they support the conditions for sustainable and inclusive economic development.
- (e) *The participating economies acknowledge the importance of:*
 - (i) the *United Nations Framework Convention on Climate Change*, opened for signature on 4 June 1992;
 - (ii) the *Paris Agreement*, done at Paris on 12 December 2015;
 - (iii) the *Convention on Biological Diversity*, opened for signature on 5 June 1992, and its Protocols, in accordance with their respective domestic laws, policies, and international obligations;
 - (iv) the *United Nations Convention to Combat Desertification*, opened for signature on 14 October 1994; and
 - (v) the *Convention on the International Trade in Endangered Species*, done at Washington, D.C. on 3 March 1973,
- recognising the need to strengthen the knowledge, technologies, practices, and efforts of Indigenous peoples related to addressing and the protection of endangered species, biodiversity loss, and climate change in these international agreements.

包摂性に関する協定（APEC枠組み等）の参画状況の比較検討 先住民の権利

人権関連規定の中核的条約であるICCPRについてはシンガポール、マレーシア、ブルネイが未加入であるが、その他の多国間条約にはおおむねすべての国が加盟している。

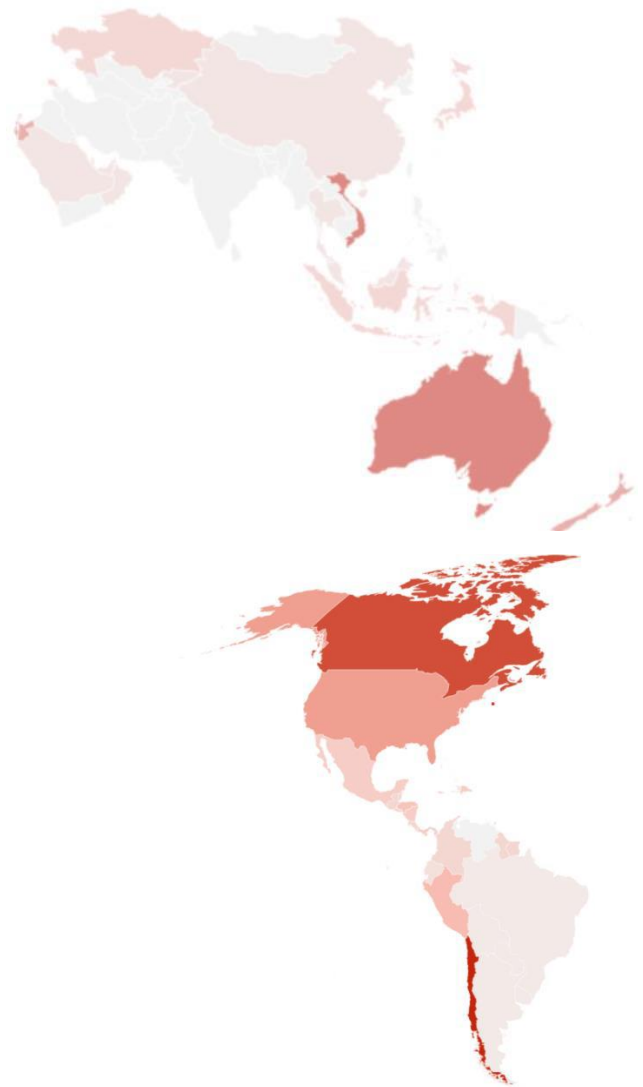
Fundamental Convention ／国（批准数）	15カ国のうち in effect	米国（6）	日本（7）	豪州（7）	NZ（7）	韓国（7）	尼（7）	星（5）	泰（7）	比（7）	越（7）	馬（5）	ブ（5）	印（7）	フィジー（8）	加（7）
the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples ※Date of adoption: 13 September 2007	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I-14668 - International Covenant on Civil and Political Rights ※Date of entry into force: 23 March 1976	12	05 Oct 1977	30 May 1978	18 Dec 1972	12 Nov 1968	10 Apr 1990	23 Feb 2006	×	29 Oct 1996	19 Dec 1966	24 Sep 1982	×	×	10 Apr 1979	16 Aug 2018	19 May 1976
I-14531 - International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights ※Date of entry into force: 3 January 1976	12	05 Oct 1977	30 May 1978	19 Dec 1972	13 Nov 1968	11 Apr 1990	24 Feb 2006	×	05 Nov 1999	19 Dec 1966	25 Sep 1982	×	×	11 Apr 1979	17 Aug 2018	20 May 1976
I-28383 - Convention (No. 169) concerning indigenous and tribal peoples in independent countries ※Date of entry into force: 5 September 1991	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	03 Mar 1998	×
the United Nations 2030 Agenda for Sustainable Development ※Date of adoption: 25 Sep 2015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
the Addis Ababa Action Agenda on Financing for Development ※Date of adoption: 15 July 2015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I-30822 - the United Nations Framework Convention on Climate Change ※Date of entry into force: 21 March 1994	15	12 Jun 1992	13 Jun 1992	04 Jun 1992	04 Jun 1992	13 Jun 1992	05 Jun 1992	13 Jun 1992	12 Jun 1992	12 Jun 1992	11 Jun 1992	09 Jun 1993	07 Aug 2007	10 Jun 1992	09 Oct 1992	12 Jun 1992
I-54113 - Paris Agreement ※Date of entry into force: 4 November 2016	15	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016	22 Apr 2016
I-30619 - Convention on Biological Diversity ※Date of entry into force: 29 December 1993	14	04 Jun 1993	13 Jun 1992	05 Jun 1992	12 Jun 1992	13 Jun 1992	05 Jun 1992	10 Mar 1993	12 Jun 1992	12 Jun 1992	28 May 1993	12 Jun 1992	28 Apr 2008	05 Jun 1992	09 Oct 1992	11 Jun 1992
I-33480 - United Nations Convention to Combat Desertification in those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification,	15	14 Oct 1994	14 Oct 1994	14 Oct 1994	07 Sep 2000	14 Oct 1994	15 Oct 1994	26 Apr 1999	07 Mar 2001	08 Dec 1994	25 Aug 1998	06 Oct 1995	04 Dec 2002	14 Oct 1994	26 Aug 1998	21 Dec 2016
I-14537 - Convention on international trade in endangered species of wild fauna and flora ※Date of entry into	15	14 Jan 1974	06 Aug 1980	29 Jul 1976	10 May 1989	09 Jul 1993	28 Dec 1978	30 Nov 1986	21 Jan 1983	18 Aug 1981	20 Jan 1994	20 Oct 1977	04 May 1990	20 Jul 1976	30 Sep 1997	10 Apr 1975

WTO Database on gender provisions in RTAsにおけるGender関連条項の区分（左） とGender条項を含むRTAの締結数（右）

Table 1: Summary table of the categories of gender issues addressed in RTAs

Gender issues	Number of provisions	Number of RTAs
Gender inequality issues	214	83
Women's participation in economic and development activities	197	92
Women's participation in the workforce	120	62
Women's participation in business	65	31
Women's access to productive resources	32	21
Social issues and the role of women in social life	109	65
Women's access to education	52	41
Women's safety	29	20
Family-related issues	36	29
Social inclusion and vulnerability	13	13
Women's access to health and food security	10	8
Representation of women in decision-making roles	20	19
Representation of women in politics	10	10
Role of women in cultural life and protection of cultural rights	10	9

Source: Author's analysis based on the last update of the database in September 2022. Numbers attached to the categories do not represent a total of the sub-categories. Some provisions only broadly address gender-related social issues or women's economic participation without precising which areas.



ジェンダー関連の中核的規定である女子差別撤廃条約（CEDAW）については、米国以外のすべての

Fundamental Convention ／国（批准数）	15カ国のうち in effect	米国（6）	日本（7）	豪州（7）	NZ（7）	韓国（7）	尼（7）	星（5）	泰（7）	比（7）	越（7）	馬（5）	ブ（5）	印（7）	フィジー（8）	加（7）
Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, CEDAW (1979)	14	17 July 1980 (未発効)	25 Jun 1985	28 Jul 1983	10 Jan 1985	27 Dec 1984	13 Sep 1984	5 Oct 1995	9 Aug 1985	5 Aug 1981	17 Feb 1982	5 Jul 1995	24 May 2006	9 Jul 1993	28 Aug 1995	10 Dec 1981
Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, supplementing the United Nations	15	13 Dec 2000	09 Dec 2002	14 Sep 2005	14 Dec 2000	13 Dec 2000	12 Dec 2000	28 Sep 2015	18 Dec 2001	14 Dec 2000	08 June 2012	26 Feb 2009	30 Mar 2020	12 Dec 2002	19 Sep 2017	14 Dec 2000
Convention on Consent to Marriage, Minimum Age for Marriage and Registration of Marriages (1962)	2	10 Dec 1962 (未発効)	×	×	23 Dec 1963	×	×	×	×	21 Jan 1965	×	×	×	×	19 Jul 1971 (未発効)	×
Convention against Discrimination in Education (1960)	5	×	×	29 Nov 1966	12 Feb 1963	×	10 Jan 1967	×	×	19 Nov 1964	12 Jun 1968	×	×	×	×	×
Discrimination (Employment and Occupation) Convention (1958)	10	×	×	15 Jun 1973	03 Jun 1983	04 Dec 1998	07 Jun 1999	×	13 Jun 2017	17 Nov 1960	06 Jan 1964	×	×	03 Jun 1960	17 Apr 2002	26 Nov 1964
Convention on the Nationality of Married Women (1957)	4	×	×	14 Mar 1961	07 Jul 1958	×	×	18 Mar 1966 (未発効)	×	×	×	24 Feb 1959	×	15 May 1957 (未発効)	12 Jun 1972 (未発効)	20 Feb 1957

本日のアジェンダ

タスク（１） 調査対象国の選定

タスク（２） アジア太平洋地域における貿易投資構造の分析

タスク（３） アジア太平洋地域におけるルール構築の比較分析

タスク（４） デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・
ビジネス面の先進事例の整理

（４）デジタル・環境・労働・貿易円滑化等に関する政策面・ビジネス面の先進事例の整理

調査対象事例の一覧

分野	No.	事例	概要	関係国
デジタル	1	NIST CyberSecurity Framework	NIST CyberSecurity FrameworkはアメリカのNISTによってまとめられている企業のサイバーセキュリティに対する目標であり、他国でも概念の導入が広がっている	米国
	2	IPEF Upskilling Initiative	米国商務省は、米国企業と連携し、インド太平洋地域の新興国・中所得国の女性、少女に対するデジタル教育プログラムとして「IPEF Upskilling Initiative」を立ち上げた	米国
	3	デジタル包摂性インデックス	豪州ではAUSTRALIAN DIGITAL INCLUSION INDEXが存在し、1~100のスコアで地域におけるデジタル包摂性を評価することが可能である	豪州
環境	4	脱炭素市場	NZにおける脱炭素市場においては、アジアの中で最も高い価格水準で取引が行われる	ニュージーランド
	5	グリーン SHIPPING	グリーン SHIPPINGをめざして、各国が取り組みを行うのと同時に国際的な取り組みの枠組みとなるグリーン SHIPPING チャレンジの発足がCOP27(2022)において宣言された	全体
	6	SAF	民間航空事業者団体のIATAがCO2削減目標の中でSAF導入をメンションしており各国航空事業者の中で導入に向けた動きが進んでいる。	全体
	7	太陽光発電に関する研究開発	米国の太陽光発電に関する研究開発はSETOが進めており、以下の7コンセプトを基とする取り組みに対し資金援助を行っている。	米国
労働	8	現代奴隷	強制労働や強制結婚の状態にある現代奴隷は、世界で約5千万人に上ると推計されており、グローバルサプライチェーンを通じて、さまざまな国に責任の一旦がある	全体
貿易円滑化	9	米国の石油備蓄量	ガソリン価格高騰やロシアのウクライナ制裁を受け、米国は特に2022年においてSPR(石油戦略備蓄)からの放出を行ってきた。現在は備蓄量回復に向けて動き出している	米国

NIST CyberSecurity Framework

NIST CyberSecurity FrameworkはアメリカのNISTによってまとめられている企業のサイバーセキュリティに対する目標であり、他国でも概念の導入が広がっている

NIST CYBERSECURITY FRAMEWORK(CSF)の概要

項目	概要
背景	✓ 2013年2月の大統領令(13636)においてサイバーセキュリティの脅威に対する情報のシェアやリスク低減のためのフレームワーク構築が求められる ✓ 2013年の5度のWSを経て2014年2月12日に Framework 1.0 が発行された
主体・体制	✓ NIST (米国国立標準技術研究所/非連邦組織)
実施概要	✓ 国際標準ISO 27001等とのマッピングがされている等、グローバル標準も意識した内容となっている ✓ 2021年にv2.0に向けたアップデートが行われることが発表された ✓ 米国調達先にはCSFの下位概念であるNIST SP 800-171への準拠を求めている
効果	✓ 各国で概念の導入が進む 例) イタリア、イギリス、イスラエル、ウルグアイ等 ✓ 元は米国企業向けを想定しているが、EUや日本のセキュリティ基準等はCSFとの整合性等を意識して作られており、世界的に(少なくとも主要国においては)導入が進んでいる状態と言える。

NIST CYBERSECURITY FRAMEWORK(CSF)の内容

■ コア(Core)とティア(Tier)、プロファイル(Profile)の3部で構成

コア
(Core)

脅威の識別 ⇒ 事後復旧まで5段階に分けて、の企業の望ましいアクティビティ、期待される効果、上記関連する情報が記載

ティア
(Tier)

企業のサイバーセキュリティに対する取り組みを数値化するための、4段階の成熟度評価基準が記載

プロファイル
(Profile)

組織のサイバーセキュリティ対策における現在(as is)と望ましい姿(to be)についての考え方が記載
(組織のビジネス上の要求事項やリスク許容度等)

NIST CyberSecurity Framework

CSF制定に関連する米国政府・NISTの背景を調査した。2000年代前半から米国はNISTにリスクベースアプローチによるセキュリティ規格の定義を行わせている。

NIST CYBERSECURITY FRAMEWORK(CSF)に関わる背景(CSFに関係があると判断した部分を抜粋)

時期	主体	概要	詳細
2002	米国政府	連邦情報セキュリティマネジメント法(FISMA)の制定	✓ 政府機関のミッション重要度に応じて情報システムを評価し、効率的にセキュリティ対策を取ることを求める(<u>リスクベースアプローチ</u>) ✓ 米国政府機関共通の情報セキュリティ規格、ガイダンスを作成することをNISTに対して要求
2004~	NIST等	様々なサイバーセキュリティに対する規格を定義	✓ FIPS199(連邦政府のセキュリティ分類規格(2004)、FIPS 200(最低限のセキュリティ要求事項(2006)およびRisk Management Frameworkが規格化 ✓ 上記を詳細化してSP 800-37「連邦政府情報システムに対するリスクマネジメントフレームワーク適用ガイド」やSP 800-53等が制定
2009	米国政府	包括的サイバーセキュリティ・イニシアティブを制定	✓ “①現在直面しているサイバー脅威に対しての第1線防御の確立、②あらゆる脅威に対する防御策の検討、③将来のサイバーセキュリティ環境対応の強化”の目的でイニシアチブが立ち上がる。 →以降、NISTを中心とした、サプライチェーンの情報セキュリティマネジメントの規格作りが本格化
2014	米国政府	Cybersecurity Enhancement Act of 2014 (2014年サイバーセキュリティ強化法) 制定	✓ NISTに対し、以下のようなことを求める ✓ “<u>自主的、業界主導、コンセンサスベース</u>”のサイバーセキュリティのガイドライン、規格の作成 ✓ 可能な限り<u>国際サイバーセキュリティ標準と整合</u>させる ✓ <u>重要なインフラを担う事業者が利用できるサイバーセキュリティフレームワークをNISTが策定していくことが明記</u>

NIST CyberSecurity Framework

CSFの下位概念であるNIST SP800-171は、中国規制を意識して作られているものではないが、結果的に中国企業にとって遵守不可能に近い制度となっている。

米国のサプライチェーン管理

NIST SP800-171

CSFの下位概念であり、遵守しなければ明確に過失責任を問えるようになっている。
米国の輸出・再輸出に関わるプロダクト、また米国のサプライチェーンに絡むためには遵守必要な制度。
データガバナンスに対し、厳しい要件が課されており、“情報提供の制限”を順守することの厳しい中国企業は、結果としてこの制度を守るとは厳しいとされており、結果的に米国サプライチェーンから中国企業を規制する制度となっている。

(参考)米国の対中に対するサイバーセキュリティ関連の動き

米国国防権限法 2019制定
(NDAA 2019)

トランプ政権時代に成立。華為技術（ファーウェイ）や中興通訊（ZTE）を含む5社の通信機器などの米国政府による調達禁止、およびこれら製品を主要な部品または重要なテクノロジーとして利用している企業と米国政府が契約することが禁止

中国企業をエンティティー・リスト
(EL) に追加

上記法の制定を受けて、上記規制対象となる中国企業が米国商務省産業安全保障局（BIS）の管理するエンティティー・リスト（EL）に追加。ELへ掲載された事業体への輸出・再輸出においては、輸出管理規則（EAR）の許可例外が適用されない。

IPEF Upskilling Initiative

米国商務省は、米国企業と連携し、インド太平洋地域の新興国・中所得国の女性、少女に対するデジタル教育プログラムとして「IPEF Upskilling Initiative」を立ち上げた

IPEF Upskilling Initiativeの概要

項目	概要
背景	✓ インド太平洋の新興国、中所得国では、女性や少女に対する教育の機会（特にデジタル技術に関する教育）が限られる ✓ 問題解決のため、米国商務省は、<u>IPEF取組の一環</u>として、「Upskilling Initiative」を立ち上げた
主体・体制	✓ 主体：米国商務省 ✓ 連携：アジア財団、米国企業14社
実施概要	✓ <u>米国民間企業14社</u>は、2030年までに、<u>IPEFパートナー対象国の女性と少女</u>に対し、デジタルツールを用いて、50万件以上のスキルアップ機会を提供する
期待効果	✓ 女性の貧困の解消、中産階級人口の増加 ✓ インド太平洋地域の平等と包摂、持続可能な経済成長の実現 ✓ デジタル人材の増加による国境を越えたデータ共有やプライバシー保護、偽情報、汚職、サイバーセフトに対応する高水準のコミットメント

IPEF Upskilling Initiativeの詳細

プログラムの提供者

米国企業14社

Microsoft

Google



デジタルツールを用いた
スキルアップ機会の提供

プログラムの受講者者

IPEFパートナー国（新興国、中所得国）の女性、少女



プログラムの提供企業一覧

- AWS
- American Tower
- Apple
- Cisco
- Dell
- Edelman
- Google
- HP
- IBM
- Mastercard
- Microsoft
- Paypal
- Salesforce
- Visa

考えられる教育プログラム（例）

- データサイエンス、サイバーセキュリティ、AI、ロボット工学の女性向けトレーニング
- 女性のスモールビジネスオーナーを支援するデジタルツールキットの提供

プログラム提供先パートナー国一覧

- ブルネイ
- フィジー
- インド
- インドネシア
- マレーシア
- フィリピン
- タイ
- ベトナム

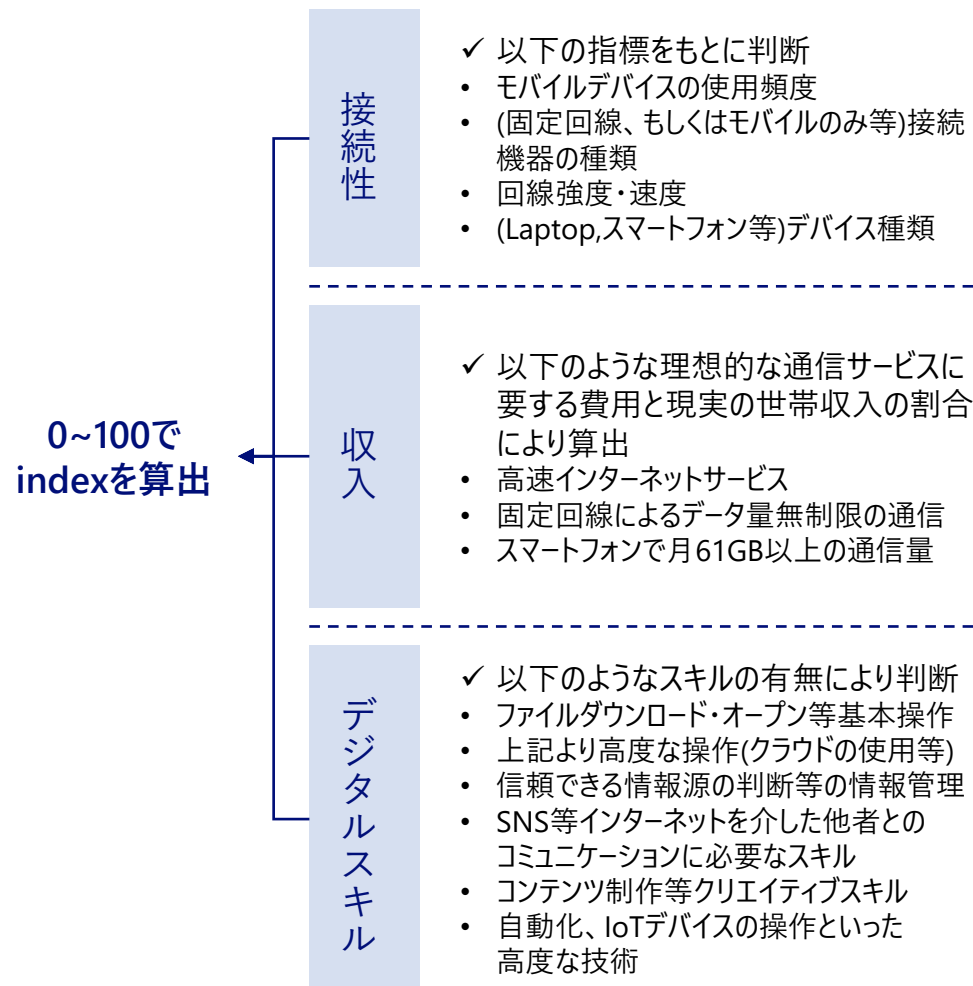
豪州におけるデジタル包摂性インデックス

豪州ではAUSTRALIAN DIGITAL INCLUSION INDEXが存在し、1~100のスコアで地域におけるデジタル包摂性を評価することが可能である。

AUSTRALIAN DIGITAL INCLUSION INDEXの概要

項目	概要
背景	✓ デジタルの発展に伴う包摂性評価指標のニーズにより、2015年にRMIT大学、スウィンバーン工科大学、またオーストラリアの通信会社であるTelstraにより開発された。 ✓ 豪州政府は直接出資を行っているわけではない。
主体・体制	✓ RMIT大学、スウィンバーン工科大学、またオーストラリアの通信会社であるTelstraが中心機関となる。 ✓ 上記に加えてパートナーとして、調査機関であるSocial Research Centre(オーストラリア国立大学の機関)やDassierという企業と連携している。 ✓ あくまで独立的なイニシアチブであるため豪州政府資本関係の連携はないが、インデックス算出のために必要なデータ提携等の関係がある。
実施概要	✓ インターネットへの接続性(コネクティビティ)、世帯の収入的な余裕、デジタル関連の消費者のスキルレベルの3点でindexを判断(右に詳細) ✓ 上記基準を基にして、0~100までのスコアで評価。 ✓ 分析結果はプラットフォームやレポートとして提供。
期待効果	✓ 政府や企業等がオーストラリアにおけるデジタル包摂性を判断する際に使用

INDEXにおける判断基準



豪州におけるデジタル包摂性インデックス

(参考) AUSTRALIAN DIGITAL INCLUSION INDEX UIイメージ、データのダウンロードも可能

AUSTRALIAN DIGITAL INCLUSION INDEX

Toggle menu

Year: 2021

Data cut: Metro / Regional

Data labels On



Tips



Notes

Total Index



Filter



Export



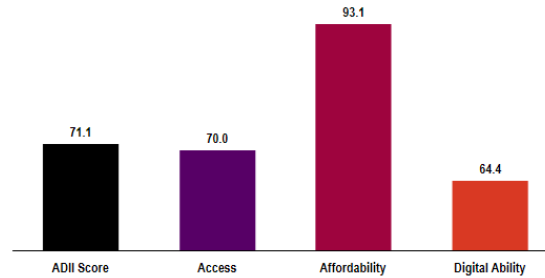
Menu

Insights

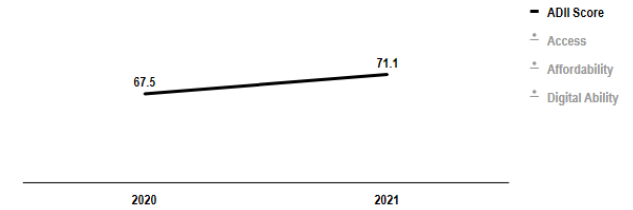
Digital inclusion increases with education, employment, and income. In 2021, Australians with a bachelor's degree or higher recorded a total Index score of 77.9, 25.2 points higher than those who did not complete secondary school (52.7). Employed Australians register an Index score of 77.5, 15.9 points higher than those outside of the labour force (61.6). And, in 2021, there is a gap of 26.5 points between people in the lowest (55.8) and highest (82.3) income quintiles.

While closely tied to age, there are signs the digital inclusion of mid-life and senior Australians is improving. Between 2020 and 2021, the total Index

Total Index snapshot



Total Index snapshot over time

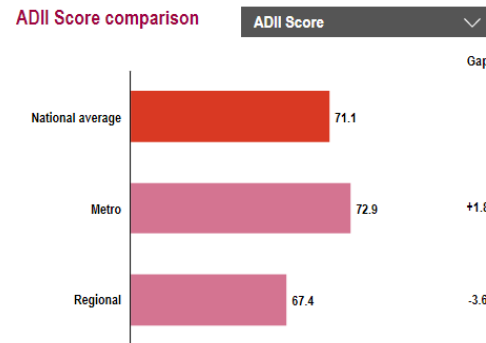


Total Index comparison

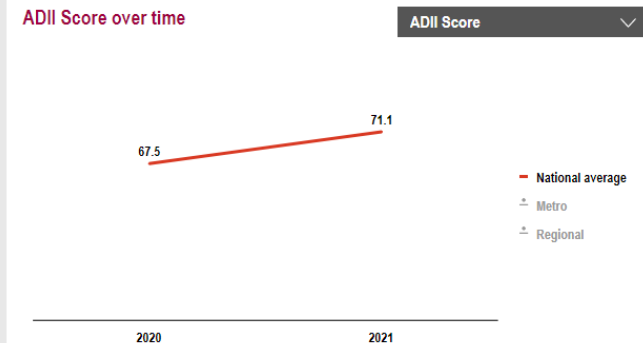
Subgroup	ADII Score	
	Score	Gap
75+	47.4	-23.6
Did not complete secondary school	52.7	-18.4
Mobile only	54.3	-16.7
Income Q1 (<\$33,800)	55.8	-15.3
65-74	57.3	-13.7
Rent from public housing authority	61.5	-9.6
Single person	61.5	-9.5
Not in labour force	61.6	-9.5

1 / 5

ADII Score comparison



ADII Score over time



Filters applied: none

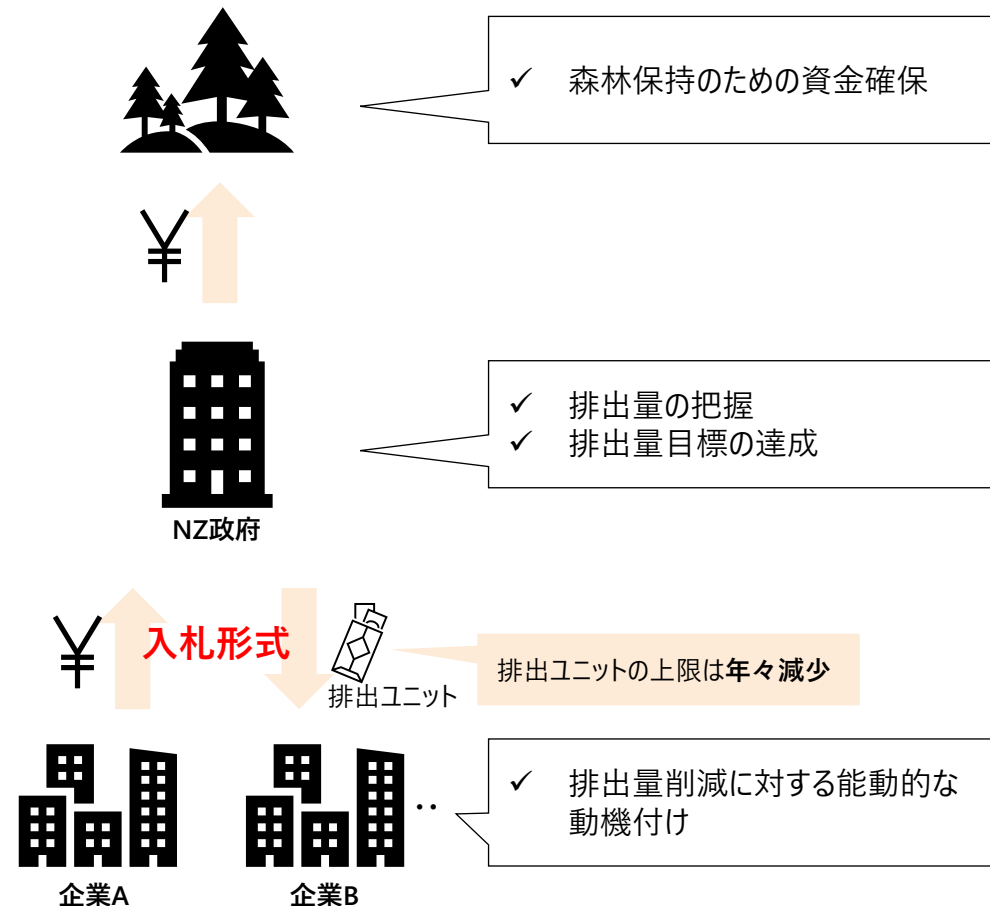
脱炭素市場

NZにおける脱炭素市場においては、アジアの中で最も高い価格水準で取引が行われる。

ニュージーランドにおける排出量取引(ETS)の概要

項目	概要
背景	✓ ニュージーランドがパリ協定に基づく、排出量に関する国際的義務を果たすため ✓ 同国が自国で設定した2050年の排出量0という目標を達成するため
主体・体制	✓ ニュージーランド環境省
実施概要	✓ 以下の3つのような特徴を持つ → 企業に温室効果ガス排出量の測定と報告を要求 → 排出量1トンあたりに対し排出“ユニット”(イメージとしては通貨)を政府から購入せねばならない → 政府発行の排出ユニットは年々上限が減少
効果	✓ 現時点では他国の排出量取引スキーム(ETS)との連携なし ✓ The World Bankの資料によれば、2022年4月の時点で52.62USD/t(参考値として同時期の韓国における価格が18.75USD/t)

排出量取引(ETS)の仕組み



NZにおけるカーボンマーケット制度の概要

ニュージーランドにおける排出量取引(ETS)の概要

	参加義務のある業界	制度概要
排出量報告義務	✓ 林業 ✓ 農業 ✓ 廃棄物 ✓ 合成ガス ✓ 工業プロセス（鉄鋼メーカーなど） ✓ 液体化石燃料（ガソリンやディーゼル燃料メーカーなど） ✓ 定置用エネルギー（発電、工業用暖房など）	✓ 左記の業界においては、年間における温室効果ガスの排出量を政府に対し報告する義務がある ✓ 温室効果ガスとして計算される種類は二酸化炭素(CO₂),メタン(CH₄)、
排出量取引制度	✓ 林業 ✓ 廃棄物 ✓ 合成ガス ✓ 工業プロセス（鉄鋼メーカーなど） ✓ 液体化石燃料（ガソリンやディーゼル燃料メーカーなど） ✓ 定置用エネルギー（発電、工業用暖房など）	✓ 排出する二酸化炭素換算量（CO₂-e）1トンにつき1NZUを購入し、政府に引き渡さなければならない。 ✓ サプライチェーンの上段における業界にETSへの参加義務を与えているために、多様な業界の温室効果ガス排出量を把握しつつも多くの企業はETSへ意識を回さなくても良い、という仕組みとなっている。

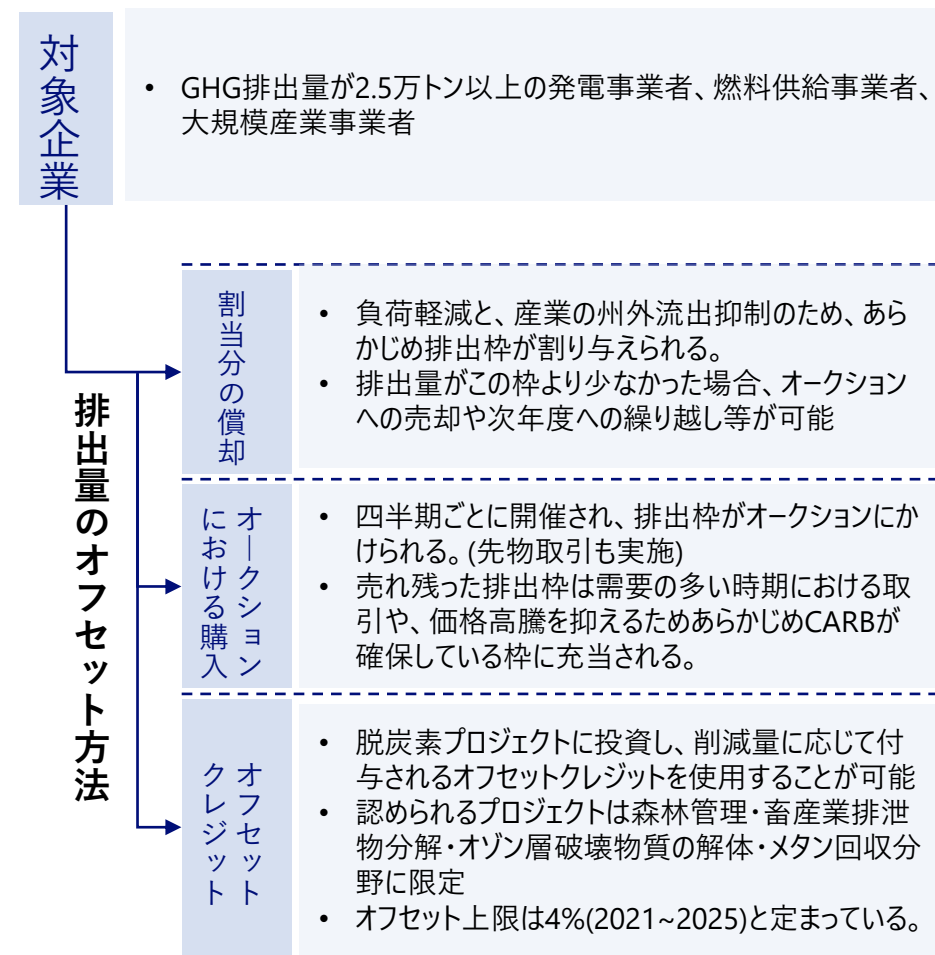
脱炭素市場

(参考)カリフォルニア州の排出量取引制度について

カリフォルニアにおける排出量取引制度の概要

項目	概要
背景・目的	✓ 2020年の排出量を1990年の水準に戻す(制度創設の2013年の目標)
主体・体制	✓ CARB(Carifornia Air Resources Board) (カリフォルニア大気資源局)
実施概要	✓ GHG排出量が2.5万トン以上の発電事業者、燃料供給事業者、大規模産業事業者が対象 ✓ 毎年無料の排出量の枠が割り当てられ(その枠は逡減)その枠を超えた分をオークションで売買する仕組み ✓ 排出量はGHG1トン単位 ✓ 2014年からカナダのケベック州における同制度と連携
効果	✓ 制度開始から2020年末までにおいて、142億米ドルのオークション収益があり、GHG削減ファンドに預託された

制度の仕組み・概要の仕組み



グリーン SHIPPING

グリーン SHIPPING をめざして、各国が取り組みを行うのと同時に国際的な取り組みの枠組みとなるグリーン SHIPPING チャレンジの発足がCOP27(2022)において宣言された

グリーン SHIPPING の背景・概要

項目	概要
背景	✓ 海運業界は毎年9.4億トンのGHGを排出しており、これは世界のGHG排出量の内2.5%を占める計算となる ✓ 上記状況、また今後海運が今後ますますサプライチェーンの中心になると予想されているため、海運事業における脱炭素化が求められる
取り組みの概要	✓ グリーン SHIPPING とは、“船から発生する汚染物質から環境を保護するために、可能な限り最小限の資源とエネルギーを使用して人や物を船で輸送すること”を指す。 ✓ 国連の専門機関である国際海事機関(IMO)中心に有害物質、排ガス等の排出規制（地球温暖化対策を含む）等に関する条約、基準等の作成や改訂を随時行っている。 ✓ アプローチとしては、燃料のLNGによる代替、船の速度抑制(スロースチーミング)、バラストとして使用される水の管理、加重の最適化、再エネの利用等がある。
取り組みの具体例	✓ (2008年と比較して)2030年までに40%、2050年までに70%の脱炭素目標を掲げる(IMO) ※“2050までに100%”へと見直し中 ✓ R&Dに100万ポンドの投資を行い、2050年までCO2排出量0の目標を掲げる(イギリス) ✓ 2030年までに50~55%の削減を目標(ノルウェー)

国際的な取組：グリーン SHIPPING チャレンジ

目標・背景

- ✓ 国際海運の脱炭素化に向けて、参加国・港湾等の関係者が今後の取り組みの公表を促すことが目的
- ✓ 2022年5月、米国ジョン・ケリー気候変動問題担当大統領特使がノルウェー首相等と会談し、米国・ノルウェー共同でグリーン海運チャレンジの立ち上げを表明。

参加国

- ✓ ノルウェー・米国を中心とする9か国
※2022/09の海運先進国当局間会議においても紹介があった

概要

- ✓ 船舶の生産、港において目指す取り組み
→ゼロエミッション燃料の製造、ゼロエミッション給油・充電機能の実証・開発、再生可能エネルギーインフラ開発
- ✓ 海上において目指す取り組み
→低排出ガスまたはゼロエミッション船舶の実証・配備、グリーン輸送コリドーの立ち上げ・推進
- ✓ 政策・方針的な観点における目指す取り組み
→ 2050年までのゼロエミッション海運宣言、ゼロエミッション海運ミッション等イニシアティブへの参加、海運・船舶からの排出を削減することに対する国としてのアクションプランの設定

SAF

民間航空事業者団体のIATAがCO2削減目標の中でSAF導入をメンションしており各国航空事業者の中で導入に向けた動きが進んでいる。

SAF(Sustainable Aviation Fuel)の概要

項目	概要
背景	✓ 国際民間航空機関(ICAO)が2010年に2020年以降国際航空からのCO2排出量を増加させないという目標を発表 ✓ 国際航空運送協会(IATA、民間の航空事業者団体)が 2021/10に2050年に炭素排出をネットゼロにするという目標を発表
取り組みの概要	✓ IATAの目標の中で2050年までにSAFの使用によって65%のCO2排出量が削減される計算となる ✓ 各航空事業者により導入に向けた取り組みがなされる ✓ また、IATA は民間航空会社は環境問題にも積極的に関与し、ICAOおよび各国政府に対して活発にロビー活動を実施している
取り組みの具体例	✓ ANAと日本航空が、2021年SAF の認知拡大および理解促進を目的とした共同レポート“2050年 航空輸送におけるCO2 排出実質ゼロへ向けて”を発表、2030年のマイルストーンは、最低でもSAFの使用割合を10%とした ✓ その他スカンジナビア航空、デルタ航空等の航空会社もSAF導入目標を掲げる

SAF(Sustainable Aviation Fuel)導入に向けた取り組み

国際的な取組・基準

- 2020年以降国際航空からのCO2排出量を増加させない(国際民間航空機関[ICAO], 2010)
- 2050年に炭素排出をネットゼロ
(国際航空運送協会[IATA], 2021/10)
→2050年、CO2排出量のうち65%がSAFの使用によって削減
- EU域内でのSAFの生産と普及を目指す「ReFuelEU Aviation」というイニシアチブを立ち上げた(EU, 2020)
- 民間航空事業者の取り組み(スカンジナビア航空、デルタ航空、IAG、エールフランス、Jetblue)

国内の取組・基準

- 導入目標：2030年時点のSAF使用量について、本邦エアラインによる燃料使用量の10%をSAFに置き換える。(国土交通省、2021/12)
- 2022/04に、導入加速に向けた技術的・経済的な課題や解決策を官民で協議する場として「持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた官民協議会」を設立(国土交通省)
- ANAやJAL、日揮ホールディングスのほか、日清食品ホールディングスなど16社がSAF国産化するための団体“ACT FOR SKY”を設立

米国の太陽光発電に関する研究開発

米国の太陽光発電に関する研究開発はSETOが進めており、以下の7コンセプトを基とする取り組みに対し資金援助を行っている。

米国太陽光発電における様々な取組例

項目		概要
主体・体制		✓ Department of Energy (DOE) Solar Energy Technologies Office (SETO)
実施目的		✓ 大幅なコスト削減を達成し、より迅速な大規模展開を可能にすることが期待されるさまざまな技術アプローチに対して資金を提供
実施プロジェクト	太陽光発電 (PV)	✓ 実用規模では0.02USD/kWh、商用PV施設では0.04USD/kWh、屋上PVシステムでは0.05USD/kWhのコストを目指す
	集光型太陽熱発電(CSP)	✓ 太陽光の変動制に対応することを目指す。 ✓ 6時間以上の蓄電能力を持たない機器に関しては0.1USD/kWh、12時間以上の蓄電能力を持つ機器に関しては0.05USD/kWhのコストを目指す。
	システム統合	✓ 電力としての信頼性、安定性、サイバー対策等に優れた発電設備構築。そのためエネルギーストレージ、負荷制御、その他分散型電源の統合を行いトラブルが起きた場合の早急な回復が可能な設備構築を目指す。
	製造と競争力開発	✓ 2020年時点で商業化されていない技術にも続いて年間1GWの発電施設を設置 ✓ 太陽光発電施設(ハードウェア)の40%を国内製とする
	ソフトコスト	✓ 設備開発に関わる設計・立地・設置また伴う資金調達等のコストを削減することを目指す
	PV労働力開発	✓ 太陽光発電に関わる多様な事業に対し30万人の労働力確保
	PVエネルギーへの公平なアクセス	✓ 2025年に米国の100%の消費者が追加コストなしで太陽光由来の電力を選択できるようになること

米国の太陽光発電に関する研究開発

(参考) SETO(DoE)のWebサイトに資金調達プログラムの額・対象者・期限等必要な情報について記載があり申請者に対する教育サービスも充実している。

■ DoEのWebサイトに現在募集中の資金調達プログラムについての情報が記載されている。

- プログラムの概要、対象者、額、締切、応募サイトへのアクセス方法等

■ 資金調達プログラムの目的は、産業界、大学、国立研究所、連邦政府、州政府、地方政府、非政府機関、支援団体間のパートナーシップを促進することである。

例1) FY2022 Solar Manufacturing Incubator

	概要
運営機関	Department of Energy (DOE) Solar Energy Technologies Office (SETO)
概要	- カドミウムテルル (CdTe) 電池による米国太陽光発電製造技術の促進 - Topic1 : 製品開発 - Topic2 : 技術実証
調達額	2,700万ドル (Topic1に700万ドル、Topic2に2,000万ドル)
採択数	- Topic1 : 5~14 - Topic2: : 2~10
対象者	米国で設立された企業または新興企業であり、該当する技術を保持しているもの

例2) FY2022 Photovoltaics Research and Development

	概要
運営機関	Department of Energy (DOE) Solar Energy Technologies Office (SETO)
概要	- 太陽光発電におけるサプライチェーンの強靱化、耐久性の向上とリサイクル技術の向上 - Topic1 : サプライチェーンの強靱化や低コスト化に関わるプロジェクト - Topic2 : ペロブスカイト太陽電池の耐久性向上に関わるプロジェクト
調達額	2,900万ドル(うち1,000万ドルは別箇所に提供) (Topic1に100~150万ドル、Topic2に900~1500万ドル)
採択数	- Topic1 : 6~10 - Topic2: : 1~2
対象者	企業や各研究機関、大学等 ※企業や機関の間でパートナーシップを結び応募することも可能(Teaming)

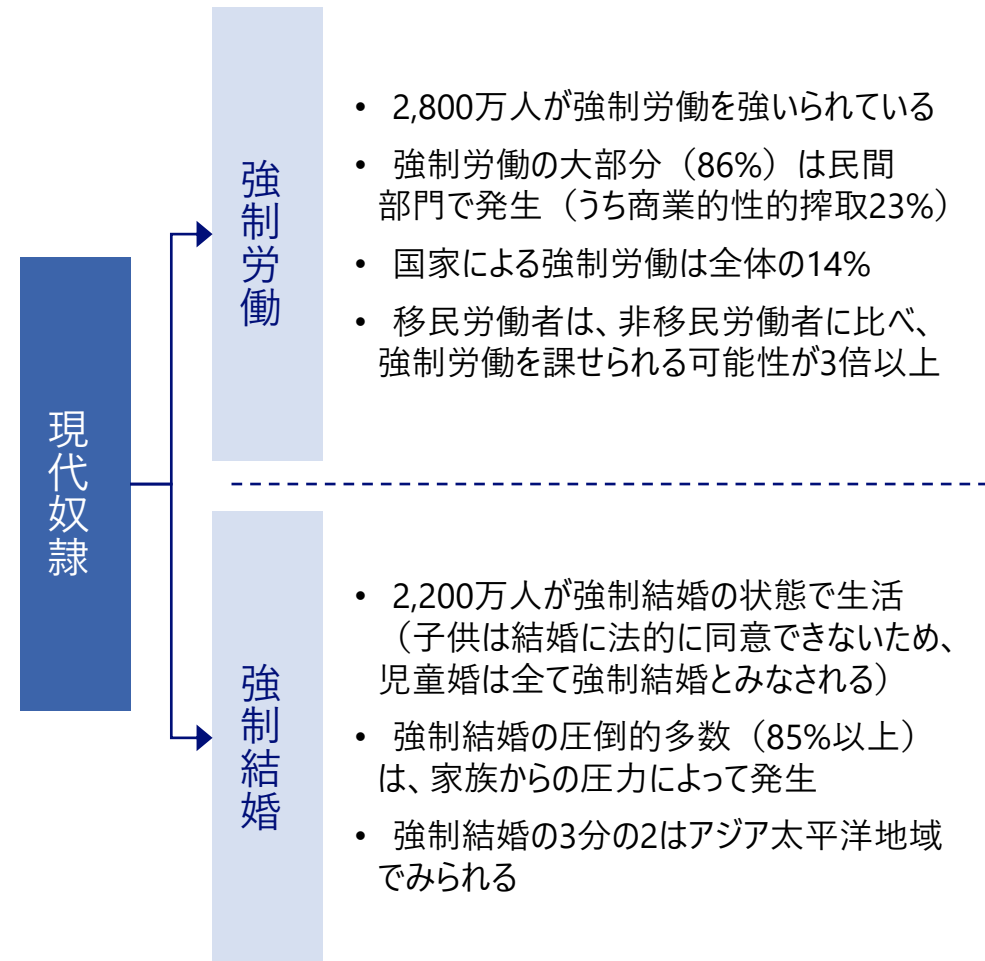
現代奴隷

強制労働や強制結婚の状態にある現代奴隷は、世界で約5千万人に上ると推計されており、グローバルサプライチェーンを通じて、さまざまな国に責任の一旦がある

現代奴隷の概要

項目	概要
問題の背景	✓ 奴隷は、植民地時代にみられた直接的な身体拘束を伴う直接的な形から、必ずしも身体拘束を伴わない複雑な形に変容してきている ✓ 現代では、自らの意思に反した強制労働や強制結婚が多数行われており、それらの被害者は「現代奴隷」と呼ばれている
問題の概要	✓ 国際労働期間（ILO）では、現代奴隷を<u>強制労働と強制結婚の2つ</u>に分けて整理しており、それらの合計は2021年時点において世界で約5千万人に上ると推計されている ✓ 現代奴隷の問題は、途上国・新興国における被害が大きいが、<u>グローバルサプライチェーンによって、日本を含む先進国にも繋がっている</u>
解決に向けた取り組み	✓ 1930年の強制労働条約の2014年の議定書（2014年採択、2016年発行） ✓ 英国現代奴隷法の改正（2015年）

現代奴隷問題の現状（2021年時点）



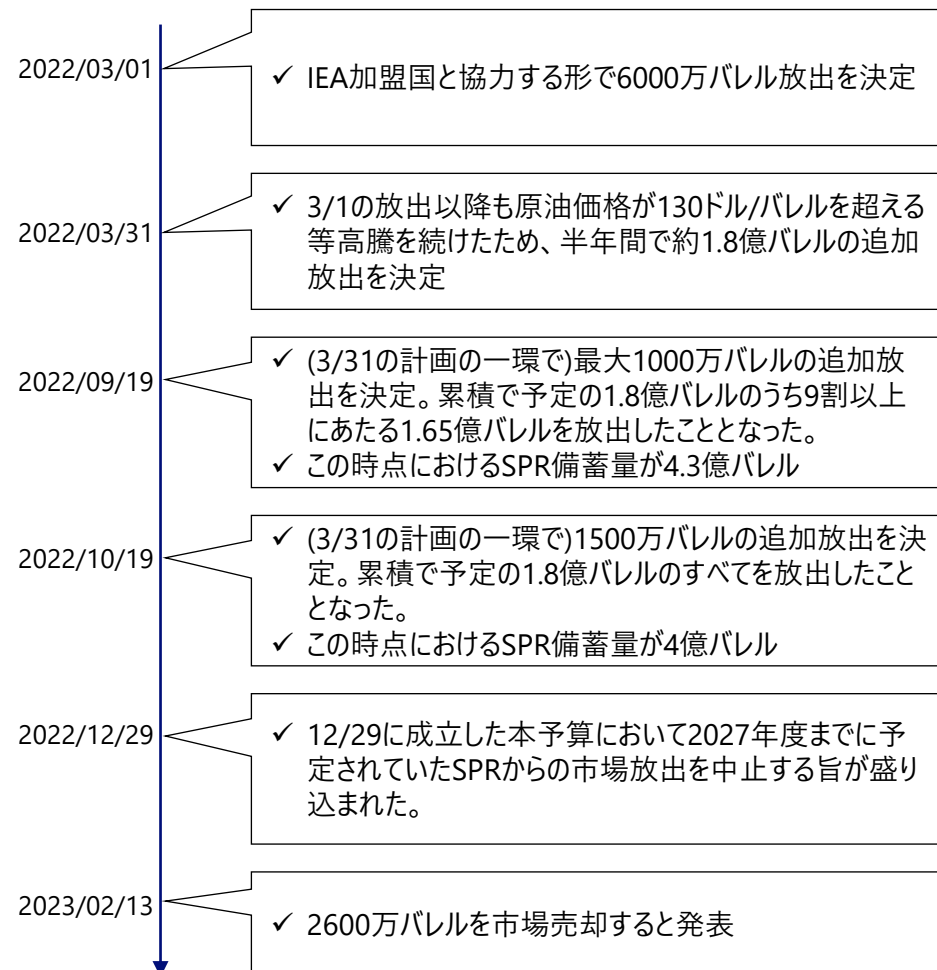
米国の石油備蓄量

ガソリン価格高騰やロシアのウクライナ制裁を受け、米国は特に2022年においてSPR(石油戦略備蓄)からの放出を行ってきた。現在は備蓄量回復に向けて動き出している

SPR(石油戦略備蓄)の概要

項目	概要
基本情報	✓ <u>備蓄場所</u> →米国メキシコ湾岸地域の主要な石油備蓄基地4カ所の地下塩田 ✓ <u>管轄主体</u> →連邦政府(連邦エネルギー省) ※大統領やエネルギー省長官がエネルギー政策保全法(EPCA)に従って必要のある際に放出・取等が行われる(後述) ✓ <u>備蓄量</u> 3.72億バレル(2023/2/17時点) ※1983年12月以降の低水準となっている ✓ <u>歴史的な成立背景</u> →1973~74年におけるアラブの原油禁輸措置直後(1975年)に成立したエネルギー政策保全法(EPCA)によって創設された。
直近動向	✓ (基本的には)SPR備蓄量の回復を目指す ➢ 2023年本予算において、2027年までに予定されていたSPRからの市場放出を中止(2022/12/29) ➢ 2027年までに予定されていた2600万バレルを追加放出(2023/2/13) 2023会計年度に2,600万バレルを市場売却することは2015年超党派予算法で決まっていた。

ロシアによるウクライナ侵攻以降のSPR関連の動き(抜粋)



The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right, arching over the text. The bottom swoosh is a solid blue bar, also arching under the text.

Share the Next Values!